

特集

平成19年度 普通交付税の算定結果 について（市町村分）

目次

I	決定の概要	63	⑥	投資補正	84
II	地方財政対策	64	ア	道路橋りょう費	
III	平成19年度地方交付税総額	67	イ	都市計画費	
IV	算定方法の主な改正点	67	ウ	公園費	
1	基準財政需要額	67	エ	下水道費	
(1)	費目及び測定単位に関する事項	67	オ	地域振興費	
①	簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）の導入		⑦	事業費補正	85
②	その他の費目及び測定単位の改正点		ア	消防費	
(2)	単位費用に関する事項	70	イ	下水道費	
①	主要な改正点		ウ	その他の土木費	
②	給与改善費及び追加財政需要額		エ	小・中学校費	
(3)	補正に関する事項	73	オ	社会福祉費	
①	態容補正	73	カ	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	
ア	普通態容補正		⑧	種別補正	88
イ	経常態容補正		ア	補正予算債償還費	
②	段階補正	77	イ	地方税減収補てん債償還費	
③	数値急増補正	77	ウ	臨時財政特例債償還費	
ア	人口急増補正		エ	財源対策債償還費	
イ	65歳以上人口急増補正 I		オ	減税補てん債償還費	
ウ	75歳以上人口急増補正 I		カ	臨時財政対策債償還費	
エ	世帯数急増補正		(4)	臨時財政対策債	91
④	数値急減補正	79	2	基準財政収入額	91
ア	人口急減補正		(1)	市町村民税所得割	91
イ	学級数・学校数急減補正		(2)	市町村民税法人税割	92
ウ	農家数急減補正		(3)	固定資産税	92
エ	従業者数急減補正		(4)	利子割交付金	93
⑤	密度補正	80	(5)	配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金	93
ア	下水道費		V	おわりに	93
イ	その他の土木費				
ウ	生活保護費				
エ	社会福祉費				
オ	保健衛生費				
カ	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）				
キ	農業行政費				
ク	商工行政費				
ケ	地域振興費				

I 決定の概要

平成19年度の普通交付税が7月31日に決定された。普通交付税は、地方交付税法第10条第3項の規定により、遅くとも毎年8月末日までに決定することとされているが、今年度についても地方交付税法等の一部を改正する法律が3月中に成立したことを受け、14年連続で7月中に決定されたところである。

＜全国の状況＞

今年度の普通交付税の総額は14兆2,903億円で、うち市町村分が6兆2,300億円、道府県分が8兆603億円であり、昨年度と比較すると、△6,624億円、4.4%の減（市町村分△2,702億円、4.2%の減、道府県分△3,922億円、4.6%の減）となっている。

なお、平成13年度から、財源不足額の補てん措置として、従来の交付税特別会計の借入金方式に替えて臨時財政対策債を発行することとされており、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられているが、今年度はその金額が2兆6,300億円と昨年度と比べ9.5%の減となっている。

したがって、地方交付税総額（特別交付税を含む）15兆2,027億円と臨時財政対策債総額2兆6,300億円を合算した実質的な交付税額は17兆8,327億円で、昨年度に比べ5.2%の減となっている。

また、今年度よりいわゆる新型交付税の導入に伴い、平成18年度算定までの「経常経費」「投資的経費」「公債費等」の区分が廃止され、「包括算定経費」「個別算定経費」「公債費等」の区分により整理されている。

基準財政需要額（市町村分については、一般算定と合併算定替を単純に合算したものによる。以下、基準財政収入額についても同じ。）では、「包括算定経費」「個別算定経費」の合計は、市町村分が21兆2,062億円、道府県分が19兆4,466億円で、昨年度の「経常経費」「投資的経費」の合計と比較して、それぞれ1.9%の減、1.8%の減となっている。これは交付税算入対象となる児童手当を含めた社会保障関係経費（一般行政経費（補助））が増加している一方、給与関係経費、投資的経費（単独）等が抑制されていること等によるものである。

市町村分の増要因としては、児童手当制度の拡充に伴う「社会福祉費」の増、介護給付費及び老人医療給付費の増に伴う「高齢者保健福祉費」の増等が挙げられる。

減要因としては、給与費の減、投資的経費の減、道府県民税徴収取扱交付金の増に伴う「徴税费」の減等がある。

公債費については、市町村分が2兆5,424億円で昨年度比10.4%の増、道府県分が2兆8,039億円で7.6%の増となっている。道府県分・市町村分ともに、「臨時財政対策債償還費」の増加などによるものである。

また、臨時財政対策債振替額は、市町村分・都道府県分ともに1兆3,150億円で今年度比9.5%減となっている。その結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は、市町村分で22兆4,336億円、昨年度比0.1%減、道府県分で20兆9,335億円、昨年度比0.1%減となっている。

基準財政収入額では、市町村分が17兆6,577億円で昨年度に比べ2.7%の増（交付団体で2.2%の増）、道府県分が13兆6,726億円で4.5%の増（交付団体で3.7%の増）となっている。これは、道府県分・市町村分ともに景気動向等を反映して住民税所得割・法人関係税が増えたのが主な要因である。なお、所得割の増には定率減税の廃止及び税源移譲に伴う増を含むものである。

その結果、交付基準額は、市町村分で昨年度比4.3%減の6兆2,599億円、道府県分で4.8%減の8兆915億円となっている。これは、景気動向等を反映した法人関係税の増収の伸びが、税収構造上ウェイトの高い道府県分で大きくなったことなどによる。この結果、今年度の道府県分と市町村分の配分割合は、道府県分56.4%、市町村分43.6%となり、昨年度に比べて市町村分に0.1ポイントシフトした。（第1表）

不交付団体の数は、都道府県では、昨年度と同様に2団体（東京都・愛知県）、市町村では186団体で、市町村については交付から不交付になったものが22団体（うち調整率によるもの1団体）、不交付から交付となったものが5団体で、結果17団体増加している。

第1表 道府県分と市町村分の配分割合の推移

(単位:%)

年 度	50	55	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
道府県分	55.1	55.2	58.3	57.4	54.4	54.7	53.4	53.5	55.7	56.5	56.9	57.9	57.8	57.4	56.9	56.5	56.4
市町村分	44.9	44.8	41.7	42.6	45.6	45.3	46.6	46.5	44.3	43.5	43.1	42.1	42.2	42.6	43.1	43.5	43.6

注) 数値は当初算定による

調整率については、0.001710240と決定され、その影響額は610億92百万円となった。(第2表)

なお、府内市町村(大阪市・堺市含む。以下同じ)の影響額は22億74百万円であった。

<府内の状況>

府内市町村の決定総額は1,694億7百万円で、昨年度と比べると432億91百万円、20.4%減となった。全国の市町村分よりも府内市町村分が減少しているのは、基準財政需要額が全国平均を上回る減少であったことに加え、基準財政収入額では、基準財政収入額に占める割合が、全国よりも比較的高い法人税割の増加が大きく影響していることが主な要因である。不交付団体数は、昨年度の6団体から高石市が交付団体となり、5団体となった。また、これらの不交付団体の財源超過額は、109億73百万円であり、昨年度と比べて31億92百万円、41.0%の増となった。(第3表・第4表)

基準財政需要額については、個別算定経費と包括算定経費との合算額では、給与費の減や投資的経費の縮減もあり、昨年度と比べると3.1%の減となった(全国市町村は1.9%の減)。

公債費については、「臨時財政対策債償還費」、「減税補てん債償還費」などが増加したことにより8.6%の増となった(全国市町村は10.4%の増)。

この結果、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前比較で1.9%減(全国市町村は0.7%減)、振替後で1.3%の減となった(全国市町村は0.1%の減)。

一方、基準財政収入額では、所得割が定率減税の廃止及び税源移譲に伴い増となり、法人税割についても引き続き大幅な増となったため、総額では2.2%の増となっている(全国市町村2.7%の増)。

II 地方財政対策

平成19年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な増加が見込まれる一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増、交付税特別会計借入金の大規模な償還が開始されること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。このような非常に厳しい地方財政の状況の中で、歳出については、「基本方針2006」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする上で、地方交付税の現行法定率を維持しつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策が講じられた。その概要は次のとおりである。

まず、交付税特別会計の借入金残高が約53兆円に

第2表 平成19年度調整率算出基礎

1 普通交付税の総額	14,290,327,703 千円
2 財源不足額の合算額	14,351,419,889 千円
3 財源不足団体の基準財政需要額の合算額	35,721,406,408 千円
4 調整額(2-1)	61,092,186 千円
5 調整率(4/3)	0.001710240
(参考)調整額及び調整率の推移	
平成元年度	58,776,237 千円 0.00236090
平成2年度	50,094,669 千円 0.00185975
平成3年度	63,349,446 千円 0.00218624
平成4年度	59,685,157 千円 0.00191654
平成5年度	61,113,620 千円 0.0018350443
平成6年度	55,823,568 千円 0.0016188401
平成7年度	35,375,907 千円 0.0009969168
平成8年度	48,095,591 千円 0.001297556
平成9年度	35,108,270 千円 0.000898101
平成10年度	25,508,869 千円 0.000631461
平成11年度	21,966,069 千円 0.000524684
平成12年度	20,738,288 千円 0.000486711
平成13年度	30,901,145 千円 0.000740687
平成14年度	24,614,594 千円 0.000615372
平成15年度	70,595,875 千円 0.001900611
平成16年度	63,858,475 千円 0.001781177
平成17年度	60,854,503 千円 0.001636624
平成18年度	88,149,222 千円 0.002446382

第3表 算定結果の概要

		府内市町村(単位：百万円、%)			全国市町村(単位：億円、%)		
		19年度	18年度	伸び率	19年度	18年度	伸び率
基準財政需要額	包括算定経費	168,063	—	—	33,835	—	—
	個別算定経費(公債費等除き)	1,177,174	—	—	178,227	—	—
	小計 (a + b)	1,345,237	1,388,035	△ 3.1	212,062	216,127	△ 1.9
	公債費等	173,457	159,713	8.6	25,424	23,030	10.4
	(臨時債振替前需要額)	1,518,694	1,547,748	△ 1.9	237,486	239,157	△ 0.7
	臨時財政対策債発行可能額	77,698	88,392	△ 12.1	13,150	14,536	△ 9.5
	計	1,440,996	1,459,356	△ 1.3	224,336	224,621	△ 0.1
基準財政収入額		1,279,126	1,251,228	2.2	176,577	172,004	2.7
交付基準額		160,708	215,972	△ 25.6	62,599	65,434	△ 4.3
普通交付税額		169,407	215,972	△ 21.6	62,300	65,002	△ 4.2
財源超過額		10,973	7,781	41.0	14,840	12,817	15.8

(注) 府内市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額には錯誤額を含まない。(全国数値には錯誤額を含む。)
 基準財政需要額及び基準財政収入額は一本算定と合併算定替を単純に合算したものである。
 交付基準額、普通交付税額及び財源超過額は一本算定と合併算定替有効分を合算したものである。
 端数処理のため、計において一致しない場合がある。

第4表 不交付団体数の推移(当初算定ベース)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
全国市町村	(1) 156	(1) 152	(1) 141	(1) 121	(1) 118	(1) 84	(1) 77	(1) 95	(1) 104	(1) 114	(1) 133	(1) 138	(1) 169	(1) 186	
府内市町村	6	8	8	8	8	4	4	5	5	3	4	4	6	5	
団 体 名	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 泉佐野市	吹田市 箕面市	吹田市 茨木市 箕面市	吹田市 茨木市 箕面市						
	摂津市 高石市	摂津市 高石市	摂津市 高石市	摂津市 高石市	摂津市 高石市	摂津市 高石市	箕面市								
	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	

(注) ()内は東京都特別区で外数である。

平成17年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることとなった団体は交付団体として計上していたが、平成18年度以降については、不交付団体として計上している。

も達する現状を踏まえ、地方財政健全化のため、新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれ償還責任を明確にするとともに、計画的な償還を開始することとされた。また、平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については、引き続き国と地方が折半して補てんすることとされた。このうち、国負担分については国の一般会計からの

加算によって、地方負担分については臨時財政対策債によって補てん措置を講じることとされた。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の基準財政需要額に算入することとされた。

以下、個々の項目について具体的に説明する。(第5表)

- ① 交付税特別会計借入金の償還について
 - ア 既往の交付税特別会計借入金のうち、国の負

第5表 平成19年度地方財政対策の概要

1 交付税特別会計借入金の償還

- 新規借入を廃止(H18 1.2兆円)
- 国負担分残高(H18末残高約19兆円)を国・地方の負担関係明確化の観点から全額国の一般会計借入金に振替整理
- 地方負担分残高(補正前のH18末残高約34兆円)は現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で平成18年度補正予算から償還を開始し、計画的に償還

H18補正償還額	5,336 億円
H19当初償還額	5,869 億円

2 通常収支の不足の補てんについて

財源不足額 4兆4,200億円

交付税特会借入金償還額繰延後の通常収支に係る地方財政対策

○ 財源不足額 4兆4,200億円	┌───┐ ├───┐ └───┘	臨時財政対策債の発行	2兆6,300億円 ※1
		建設地方債の増発(財源対策債)	1兆5,900億円 ※2
		特別交付金	2,000億円 ※3

(※1の内訳)

- ・既往の臨時財政対策債の元利償還分 1兆252億円
- ・地方財政計画歳出の投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分(一般財源相当分) 1兆6,048億円

(※2の内訳)

- ・一般公共事業債の充当率の臨時的引き上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに地域活性化事業債等の一部についての充当率の臨時的引き上げによる。

(※3の内訳)

特別交付金について、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で交付期間を2年から3年に延長し、平準化
H19 4,000億円、H20 2,000億円 ⇒ H19～H21 各年度2,000億円

担額18兆6,648億円を平成19年4月1日から国の一般会計借入金として振替整理する措置が講じられた。この結果、当該債務は、以後、国債費として償還されることとなる(平成19年度1兆7,322億円)。

イ 交付税特別会計借入金のうち、地方の負担額34兆1,509億円については、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、平成18年度補正予算から計画的な償還を行うこととされた。

② 通常収支の不足の補てんについて

通常収支については、4兆4,200億円の財源不足が生じることとなった。

これについては、まず建設地方債(財源対策債)の増発によって1兆5,900億円を補てんすることとされた。その上で残る2兆8,300億円について、地方が負担する既発の臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆6,300億円及び「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」附則第4条第1項に規定する特別交付金2,000億円により補てん措置を講ずることとした結果、国と地方が

折半して補てんすべき財源不足額は生じないこととなった。

なお、特別交付金(恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金)については、平成19年度の交付額4,000億円、平成20年度の交付額2,000億円とされていたが、地方税収の動向を踏まえ、総額(6,000億円)を変えない範囲で、交付期間が2年から3年に延長され、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額は2,000億円とされた。

③ 児童手当制度の拡充に伴う財源措置

児童手当については、3歳未満の児童に対する手当の月額を一律1万円とする制度拡充が行われることになり、平成18年度からの制度拡充分と合わせ、地方負担の増加については、地方特例交付金(児童手当特例交付金)で措置された(平成19年度1,120億円)。

なお、平成20年度以降は、平成19年度与党税制改正大綱において、「少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一

体的改革の中で検討する」とされたことを踏まえ、対応することとされている。

④ 決算かい離の一体的是正に伴う財源措置

平成19年度においても、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、平成17年度及び平成18年度に引き続き、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を1兆2,000億円（一般財源ベースで6,000億円）減額する一方、一般行政経費（単独）を6,000億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正が行われた。この結果、かい離は概ね解消する見込みとなった。このかい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、他の財源不足と同様、基本的にはその1/2を国が、1/2を地方が負担することとされているが、平成19年度は全額臨時財政対策債により措置することとされ、今後5年で、段階的に通常の財源不足の補てん措置に移行することとされている。

なお、この間において、本来であれば国負担分となる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとされている。

III 平成19年度地方交付税総額

交付税法附則第3条には、「政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第6条第2項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること」と定められている。この規定に基づき、平成19年度分の交付税総額の特例を定める規定として、同法附則第4条が3月の交付税法等の一部改正法により改正された。その結果、地方交付税総額の算定基礎は第6表のとおりとなった。

一般会計から繰り入れる地方交付税の額（入口ベース）は、次の①～②により 14兆6,196億円 となっている。

この一般会計からの繰入額（入口ベース）に次の③～⑥の額を加算、控除した額 15兆2,027億円（対前年度当初△7,045億円、4.4%減）が交付税特

別会計における地方交付税総額（出口ベース）となっており、このうち普通交付税は14兆2,903億円（同△6,623億円、4.4%減）、特別交付税は9,124億円（同△422億円、4.4%減）となっている。

① 所得税及び酒税の収入見込額	18兆400億円の32%に相当する額5兆7,728億円、法人税の収入見込額16兆3,590億円の34%に相当する額5兆5,621億円、消費税の収入見込額10兆6,450億円の29.5%に相当する額3兆1,403億円並びに国たばこ税の収入見込額9,260億円の25%に相当する額2,315億円の合計額	<u>14兆7,066億円</u>
② 過年度精算分		<u>△870億円</u> ^(注1)
③ 交付税特別会計借入金償還額		<u>△5,869億円</u>
④ 交付税特別会計借入金等に係る利子支払のための控除額		<u>△5,661億円</u>
⑤ 剰余金の活用等		<u>2,153億円</u>
⑥ 前年度からの繰越金		<u>1兆5,208億円</u>

(注1) 平成19年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から、平成9年度及び平成10年度に係る精算額のうち平成19年度分の精算額を減額することとされた。

IV 算定方法の主な改正点

1 基準財政需要額

(1) 費目及び測定単位に関する事項

① 簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）の導入

地方行財政の各分野にわたり、国の法令や補助金等による細かな規制、関与が行われていることに対応して、交付税の算定方法は複雑なものとなっており、「地方分権推進計画」（平成10年5月閣議決定）や累次の「基本方針」において算定を簡素化すべきとの指摘が行われてきた。

このような指摘を受けて、経費の種類統合、都道府県分の補正係数の半減等の取り組みが行われてきたが、更なる算定方法の簡素化を図るとともに、交付税の予見可能性を高める観点から「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」について、人口と面積を基本とした簡素な

第6表 平成19年度地方交付税算定基礎

区分	平成19年度		平成18年度		増減額		増減率		
	当初予算額	A	当初予算額	補正額	補正後	A-B	A-D	E/B	F/D
			B	C	B+C	D	E	(%)	(%)
国税	所得税	165,450	127,880	17,820	145,700	19,750	37,570	29.4	13.6
	酒税	14,950	15,720	-	15,720	△ 770	△ 770	△ 4.9	△ 4.9
	二税計	180,400	143,600	17,820	161,420	36,800	18,980	25.6	11.8
	法人税	163,590	130,580	27,520	158,090	33,010	5,500	25.3	3.5
	消費税	106,450	105,380	△ 530	104,850	1,070	1,600	1.0	1.5
	たばこ税	9,260	9,400	-	9,400	△ 140	△ 140	△ 1.5	△ 1.5
	(フ)×32%	57,728	45,952	5,702	51,654	11,776	6,074	25.6	11.8
	(イ)×34% ※H18は35.8%	55,621	46,748	9,849	56,596	8,873	△ 976	19.0	△ 1.7
	(フ)×29.5%	31,403	31,087	△ 156	30,931	316	472	1.0	1.5
	(エ)×25%	2,315	2,350	-	2,350	△ 35	△ 35	△ 1.5	△ 1.5
一般会計	小計	147,066	126,137	15,395	141,531	20,930	5,535	16.6	3.9
	過年度精算分	△ 870	△ 870	6,031	5,161	0	△ 6,031	0.0	△ 116.9
	小計(法定五税分)	146,196	125,267	21,425	146,692	20,930	△ 496	16.7	△ 0.3
	旧法附則第4条第1項第2号に基づく加算額	-	2,747	-	2,747	△ 2,747	△ 2,747	皆減	皆減
	旧法附則第4条第3号、第4号及び第5号に基づく加算額	-	2,382	-	2,382	△ 2,382	△ 2,382	皆減	皆減
	臨時財政対策特別加算額	-	7,029	-	7,029	△ 7,029	△ 7,029	皆減	皆減
	計(一般会計繰入れ)	146,196	137,425	21,425	158,850	8,772	△ 12,654	6.4	△ 8.0
	返還金	3	2	-	2	1	1	59.5	59.5
	特別会計借入金	-	11,610	-	11,610	△ 11,610	△ 11,610	皆減	皆減
	借入金償還額	△ 5,869	△ 799	△ 5,336	△ 6,135	△ 5,070	266	634.8	△ 4.3
特別会計	借入金等利子充当分	△ 5,661	△ 6,773	-	△ 6,773	1,112	1,112	△ 16.4	△ 16.4
	剰余金の活用	2,150	4,700	-	4,700	△ 2,550	△ 2,550	△ 54.3	△ 54.3
	前年度からの繰越金	15,208	12,908	-	12,908	2,301	2,301	17.8	17.8
	翌年度への繰越金	-	-	△ 15,208	△ 15,208	-	15,208	-	皆増
	計	152,027	159,073	881	159,954	△ 7,045	△ 7,926	△ 4.4	△ 5.0
	合 計	152,027	159,073	881	159,954	△ 7,045	△ 7,926	△ 4.4	△ 5.0
地方交付税	内訳	142,903	149,527	881	150,408	△ 6,623	△ 7,504	△ 4.4	△ 5.0
	特別交付税	9,124	9,546	-	9,546	△ 422	△ 422	△ 4.4	△ 4.4

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入された。

平成19年度においては、①経常経費のうち「企画振興費」及び「その他の諸費」並びに②「道路橋りょう費」及び「港湾費」を除く投資的経費が、新型交付税としての「包括算定経費」

へ移行された。

また、投資的経費については、道路橋りょう費及び港湾費を除き、原則として「包括算定経費」において一括して算定することとなったことから、経常経費と投資的経費の区分が廃止された。

第7表 算定費目の統合・見直し

平成18年度

平成19年度

	費目	測定単位	
経常	消防費	人口	
	道路橋りょう費	道路の面積	
	港湾費	係留施設の延長(港湾)	道路の延長
		係留施設の延長(漁港)	道路の延長
	都市計画費	都市計画区域における人口	
	公園費	人口 都市公園の面積	
	下水道費	人口	
	その他の土木費	人口	
	小学校費	児童数	児童数
		学級数	学級数
	中学校費	生徒数	生徒数
		学級数	学級数
	高等学校費	教職員数	教職員数
		生徒数	生徒数
その他の教育費	人口		
経費	生活保護費	市部人口	
	社会福祉費	人口	
	保健衛生費	人口	
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口 74歳以上人口
費	清掃費	人口	
	農業行政費	農家数	
	商工行政費	人口	
	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	
	徴税費	世帯数	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数 世帯数	
	企画振興費	人口	
	その他の諸費	人口 面積	
	投資的	道路橋りょう費	道路の延長
		港湾費	外郭施設の延長(港湾)
外郭施設の延長(漁港)			外郭施設の延長(漁港)
都市計画費		都市計画区域における人口	
公園費		人口	
下水道費		人口	
その他の土木費		人口	
小学校費		学級数	
中学校費		学級数	
高等学校費		生徒数	
その他の教育費		人口	
社会福祉費		人口	
高齢者保健福祉費		65歳以上人口	
清掃費		人口	
農業行政費	農家数		
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数		
企画振興費	人口		
その他の諸費	人口 面積		

1. 個別算定経費（従来型）

	費目	測定単位	
経常	消防費	人口	
	道路橋りょう費	道路の面積	
	港湾費	係留施設の延長(港湾)	道路の延長
		係留施設の延長(漁港)	道路の延長
	都市計画費	都市計画区域における人口	
	公園費	人口 都市公園の面積	
	下水道費	人口	
	その他の土木費	人口	
	小学校費	児童数	児童数
		学級数	学級数
	中学校費	生徒数	生徒数
		学級数	学級数
	高等学校費	教職員数	教職員数
		生徒数	生徒数
その他の教育費	人口		
経費	生活保護費	市部人口	
	社会福祉費	人口	
	保健衛生費	人口	
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口 75歳以上人口
費	清掃費	人口	
	農業行政費	農家数	
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	
	商工行政費	人口	
	徴税費	世帯数	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数 世帯数	
	地域振興費	人口 面積	

2. 包括算定経費（新型）

人口
面積

新型交付税の導入により、単位費用の項目数が市町村分では平成18年度において53であったものが36へと減少した。(第7表)

新型交付税の制度設計にあたっては、①過疎団体をはじめ人口が少ない団体ほど人口1人あたりの行政経費が割高になることについては「包括算定経費(人口)」に段階補正を適用することで反映し、宅地や田畑等の土地利用形態による行政コスト差については「包括算定経費(面積)」に種別補正を適用することで反映するとともに、②新たに設けられた「地域振興費」において離島や寒冷地における特別な財政需要をこれまでと同様に算定することにより、各地方公共団体の現実の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することとされた。

② その他の費目及び測定単位の改正点

ア 「高齢者保健福祉費」の測定単位の改正

平成14年8月の老人保健法の改正により、老人保健法上の老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に5年間をかけて段階的に引き上げることに合わせて、「高齢者保健福祉費」の老人医療給付費負担金の測定単位についても「70歳以上人口」から「75歳以上人口」に毎年度段階的に1歳ずつ引き上げる経過措置を適用していたが、平成19年度においては「75歳以上人口」が測定単位となる。

イ 「林野水産行政費」の測定単位の改正

平成18年度までの「その他の産業経済費」においては、林業、水産業及び鉱業に係る財政需要を算定していたが、鉱業に係る財政需要については、主要な鉱山が閉山するとともに、採石・砂利採取事業等についても実際の財政需要がほとんどなくなっていることから、平成19年度より基準財政需要額として算定しないこととされ、費目の名称を「その他の産業経済費」から「林野水産行政費」に改められるとともに、測定単位である「林業、水産業及び鉱業の従業者数」が「林業及び水産業の従業者数」に改められた。

(2) 単位費用に関する事項

今年度の単位費用は第8表のとおりである。

① 主要な改正点

今年度の単位費用に関しては、給与構造改革等に基づく給与単価の減、「基本方針2006」における定員純減目標も踏まえた地方公務員の定員純減の反映、地方公共団体における歳出効率化の取組等を踏まえた物件費の見直し、追加財政需要額の「包括算定経費」一括計上により、平成18年度に比してマイナスとなっている費目が多い。なお、ア～スは個別算定経費に係るもの、セ～ソは包括算定経費に係るものである。

ア 「消防費」については、地方財政計画において消防職員の規模是正(3,000人)が行われたことにより、消防吏員が115人から117人へ増員された(単位費用は0.9%の減)。

イ 「道路橋りょう費(道路の面積)」については、工事請負費・需用費等の経費節減により8.0%の減となった。

一方、「道路橋りょう費(道路の延長)」は、従来の投資的経費を算定するものであるが、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減を反映し、8.4%の減となった。

ウ 「港湾費(外郭施設の延長)」及び「漁港費(外郭施設の延長)」については、いずれも従来の投資的経費を算定するものであるが、単位費用で措置されている財源対策債の元利償還金が増加することにより、それぞれ2.4%、1.5%の増となった。

エ 「公園費(都市公園の面積)」については、都市公園の面積の全国的な増加に伴い、標準団体行政規模が見直された(600千 m^2 →650千 m^2)ことにより、単位費用が6.6%の減となった。

オ 「小学校費(学級数)」及び「中学校費(学級数)」については、学校図書館図書整備費が増加するものの、教育用コンピューター整備台数の見直し等により、全体ではそれぞれ6.0%、5.2%の減となった。

「小学校費(学校数)」及び「中学校費(学

第8表 平成19年度単位費用対前年度比較表

(1) 個別算定経費(従来型)

(単位:円、%)

区 分		平成19年度 単位費用 A	平成18年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100	
一	消 防 費	10,500	10,600	△100	△0.9	
二	1 道 路 橋 り よ う 費	道路の面積	85,400	92,800	△7,400	△8.0
		道路の延長	274,000	299,000	△25,000	△8.4
	2 港 湾 費	係留施設の延長	33,200	36,600	△3,400	△9.3
		湾外郭施設の延長	6,290	6,140	150	2.4
		漁係留施設の延長	12,900	13,300	△400	△3.0
		港外郭施設の延長	4,880	4,810	70	1.5
3 都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	1,150	1,240	△90	△7.3	
4 公 園 費	人 口	636	662	△26	△3.9	
	都市公園の面積	39,400	42,200	△2,800	△6.6	
5 下 水 道 費	人 口	100	100	0	0.0	
6 そ の 他 の 土 木 費	人 口	1,960	2,090	△130	△6.2	
三	1 小 学 校 費	児童数	40,800	41,700	△900	△2.2
		学級数	853,000	907,000	△54,000	△6.0
		学校数	8,385,000	7,692,000	693,000	9.0
	2 中 学 校 費	生徒数	37,000	38,100	△1,100	△2.9
		学級数	1,068,000	1,126,000	△58,000	△5.2
		学校数	9,042,000	9,020,000	22,000	0.2
	3 高 等 学 校 費	教職員数	7,371,000	7,529,000	△158,000	△2.1
		生徒数	75,000	53,800	21,200	39.4
4 そ の 他 の 教 育 費	人 口	5,600	6,010	△410	△6.8	
	公立幼稚園児数	348,000	360,000	△12,000	△3.3	
四	1 生 活 保 護 費	市部人口	6,580	6,790	△210	△3.1
	2 社 会 福 祉 費	人 口	14,800	14,500	300	2.1
	3 保 健 衛 生 費	人 口	4,160	4,510	△350	△7.8
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費 (H18は74歳以上⇒)	65歳以上人口	71,200	80,800	△9,600	△11.9
		75歳以上人口	66,100	71,100	△5,000	△7.0
5 清 掃 費	人 口	5,880	6,260	△380	△6.1	
五	1 農 業 行 政 費	農家数	86,000	69,900	16,100	23.0
	2 林 野 水 産 行 政 費	林業及び水産業の従業者数	253,000	145,000	108,000	74.5
	3 商 工 行 政 費	人 口	1,230	1,270	△40	△3.1
六	1 徴 税 費	世帯数	6,380	7,640	△1,260	△16.5
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸籍数	1,610	1,680	△70	△4.2
		世帯数	2,550	2,710	△160	△5.9
	3 地 域 振 興 費	人 口	1,850	—	1,850	皆増
面 積		1,107,000	—	1,107,000	皆増	
七	1 災 害 復 旧 費	950	950	0	0.0	
	2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	3 補 正 予 算 債 償 還 費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
		平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	57	71	△14	△19.7
	4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費	24	24	0	0.0	
	5 地 域 財 政 特 例 対 策 事 業 債 償 還 費	38	40	△2	△5.0	
	6 臨 時 財 政 特 例 債 償 還 費	87	87	0	0.0	
	7 財 源 対 策 債 償 還 費	65	83	△18	△21.7	
	8 減 税 補 て ん 債 償 還 費	95	97	△2	△2.1	
	9 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費	88	89	△1	△1.1	
	10 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費	71	72	△1	△1.4	
	11 地 域 改 善 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	12 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	13 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	14 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 地 方 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	15 地 震 対 策 緊 急 整 備 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	16 合 併 特 例 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	17 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
18 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費	950	950	0	0.0		

(2) 包括算定経費(新型)

区 分		平成19年度 単位費用 A	平成18年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100
人 口		23,220	—	23,220	皆増
面 積		2,357,000	—	2,357,000	皆増

校数)」については、新たに特別支援教育支援員を配置することに伴い、それぞれ9.0%、0.2%の増となった。

カ 「高等学校費（生徒数）」については、新型交付税の導入に伴い、従来投資的経費（高等学校費）で算定していた経費の一部をこの費目で算定することとなり、39.4%の増となった。

キ 「生活保護費」については、母子加算の見直しや生活保護受給障害者の人工透析に係る医療扶助を障害者自立支援医療において支弁することとしたこと等に伴う扶助費の減により、3.1%の減となった。

ク 「社会福祉費」については、児童手当の制度拡充等により2.1%の増となった。なお障害者自立支援法に係る経費が平年度化したことに伴い、身体障害者福祉費、知的障害者福祉費を障害者自立支援費等諸費に統合し、障害者福祉に係る経費として算入された。

ケ 「高齢者保健福祉費」については、65歳以上人口を測定単位とするもの及び75歳以上人口を測定単位とするものいずれについても、平成17年度国勢調査（確定値）の公表により、算定に用いる測定単位を平成12年度国勢調査結果から平成17年度国勢調査結果に置き換えたことに伴い、その数値が平成18年度に比して大幅に増加したことから、これによって割り返した単位費用が減少することとなり、それぞれ11.9%、7.0%の減となった。

コ 「清掃費」については、実態調査を踏まえた収集経費の減やごみの有料化の推進に伴うごみ処理手数料の増等により6.1%の減となった。

サ 「農業行政費」については、従来投資的経費（農業行政費）で算定していた経費の一部をこの費目で算定すること、農地・水・環境保全対策事業に要する経費が措置されたこと等に伴い、23.0%の増となった。

シ 「林野水産行政費」については、新型交付税の導入に伴い、従来投資的経費（その他の産業経済費）で算定していた経費の一部をこ

の費目で算定したこと、測定単位の変更に伴う標準団体の行政規模の見直しにより、74.5%の増となった。

ス 「徴税费」については、歳入となる道府県民税徴収取扱交付金の増加等により、16.5%の減となった。

以下は、包括算定経費についてである。

セ 「包括算定経費（人口）」については、平成18年度の算定費目である経常経費のうち企画振興費及びその他の諸費、投資的経費のうち都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木費、小学校費、中学校費、その他の教育費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、清掃費、農業行政費、その他の産業経済費、企画振興費及びその他の諸費の統合・見直しが行われ創設された。

その際、統合・見直しの対象となった経費について、①地方財政計画に基づく定員合理化等に伴う職員の減員、②平成19年度における地方財政計画と決算の乖離是正調整分の措置、③公共施設等の耐震診断に要する経費の措置、④国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴う「長・議会選挙費」の見直し、⑤少子化対策に係る経費の算入等の改定が行われた。

ソ 「包括算定経費（面積）」については、平成18年度の算定費目である経常経費のうちのその他の諸費、投資的経費のうちの農業行政費、その他の産業経済費及びその他の諸費の統合・見直しが行われ創設された。その際、統合・見直しの対象となった経費について、平成19年度における地方財政計画と決算の乖離是正調整分の措置等の改正が行われた。

② 給与改善費及び追加財政需要額

給与改善費については、平成19年度の国の予算において計上しないこととされたことを踏まえ、地方財政計画においても計上されなかった。したがって、給与改善費については、基準財政需要額に算入しないこととされた（平成15年度より同様の措置）。

追加財政需要額については、年度途中における予測しがたい財政需要に備えるため、地方財政計画には昨年度と同額の5,700億円が計上された。平成19年度においては、地方財政計画計上額のうち災害分を除くものの概ね2分の1程度が包括算定経費に算入されている（平成18年度は各費目の給与関係経費に応じて各費目で算入）。

給与改善費及び追加財政需要額の対前年度比

	19年度	18年度
給与改善費	—	—
追加財政 需要額	5,700億円	5,700億円
（うち災害分）	600億円	600億円
（うちその他分）	5,100億円 ※	5,100億円 ※
合計	5,700億円	5,700億円

※ 平成16年度から、「その他分」の概ね2分の1程度を経常経費の各費目の基準財政需要額に算入していたが、平成19年度からは「包括算定経費」において一括して算入

（3）補正に関する事項

今年度の補正に関する主な改正点は、以下のとおりである。

① 態容補正

ア 普通態容補正

普通態容補正に用いられている共通係数は、各費目に共通する「行政の一般的質量の差」を反映させるもので、その基礎に給与差を用いている。また、個別係数は、各費目に固有の行政の質量差を反映させるものである。

給与構造改革により、民間賃金の地域格差が適切に反映できるように調整手当が廃止され、新たに地域手当が導入された。これに伴い、平成17年度までは種地別に共通係数が算出されていたが、18年度から地域手当の支給割合に基づいて定める「地域手当の級地」別に共通係数を設定することとされた。

ただし、最長平成21年度までの間、国家公務員の地域手当の支給割合については、従前の調整手当の支給割合と地域手当の支給割合の差異

が段階的に縮小するよう経過措置が講じられることから、それまでの間においては、当該経過措置による支給割合を反映した「地域手当の級地区分」別に共通係数を設定することとされた。

平成19年度の「地域手当の級地区分」別の共通係数は、経過措置による地域手当の支給割合のほか、地方公務員給与実態調査結果を踏まえた本俸等の額に基づき、次のとおり算出されている（参考に道府県分の共通係数も示す）。

地域手当の 級地区分	共通係数	
	市町村分	道府県分
1級地－1	1.116	1.058
2級地－1	1.101	1.051
2級地－2	1.064	1.032
2級地－3	1.057	1.029
3級地－1	1.097	1.049
3級地－2	1.068	1.034
3級地－3	1.053	1.027
3級地－4	1.038	1.019
4級地－1	1.082	1.041
4級地－2	1.068	1.034
4級地－3	1.046	1.023
4級地－4	1.038	1.019
5級地－1	1.054	1.027
5級地－2	1.046	1.023
5級地－3	1.039	1.020
5級地－4	1.017	1.009
6級地－1	1.029	1.015
6級地－2	1.022	1.011
6級地－3	1.014	1.007
無級地－1	1.002	1.001
無級地－0	0.994	0.994

一方、個別係数については種地別に算定されるが、地方財政計画における一般行政経費の抑制、最近の決算の状況、地方団体の予算計上におけるシーリングの状況等を勘案して、平成18年度において一律3%程度の削減が行われたところであるが、平成19年度においても同様の削減を行うこととされた。

個々の費目の改正点は以下のとおりである。

「消防費」において、「消防本部及び消防署を

置かなければならない市町村を定める政令」に基づき指定された町村以外の町村等に対する行政権能差による補正（乗率0.4）は平成15年度をもって廃止された。新たに、消防本部及び消防署を置き消防活動を開始している市町村以外の市町村に対する補正率が平成16年度から設けられたが、平成19年度においては、この補正率が0.8に引き上げられた（平成18年度0.7）。

「生活保護費」において、扶助費の基準単価差を種地別に単価差率を設けて反映することとされているが、平成19年度においても厚生労働省の扶助基準に基づき種地ごとの単価差が見直されている。また、平成19年度においては指定都市における「要保護世帯向け長期生活支援資金」の貸付原資に係る費用が普通態容補正の権能差により算入された。

「社会福祉費」及び「高齢者保健福祉費」において、従来、指定都市及び中核市に対して委譲された事務に係る施設整備費については、旧「社会福祉費（投資）」及び旧「高齢者保健福祉費（投資）」の投資補正により反映されていたが、19年度より、それぞれの費目において普通態容補正の権能差により反映することとされた。

「地域振興費」において、普通態容補正Ⅲ（隔遠地補正）は、隔遠地であることにより増高する出張旅費や通信運搬費、投資的経費に係る増加需要額を算定しようとするものである。平成18年度までは、旧「その他の諸費（経常・人口）」及び「その他の諸費（投資・人口）」において一括して算入されていたが、今年度より地域振興費（人口）において算入することとされた（府内市町村は該当なし）。

イ 経常態容補正

経常態容補正は、人口の年齢別構成等、市町村の種地または級地と関係のない態容に基づく行政経費の差異のうち、経常経費に係るものを需要額に反映するための補正である。

平成19年度からは「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、「魅力ある地方」を目指して前向きに取り組み、行政改革の実績を示

す指標や製造品出荷額などの9つの成果指標が全国標準以上に向上した地方公共団体に対して、その程度に応じて行う基準財政需要額の割増算定を経常態容補正により行うこととされた。

割増算定にあたっては、「政令市・中核市・特例市」「一般市」「町村」にグループ分けして成果指標を比較することを基本とし、グループ分けしない方が条件不利地域をより多く含む「町村」の状況をより反映する成果指標については、グループ分けせずに比較することとされた。そして、成果指標がグループ平均以上（グループ分けしない場合は全国平均以上）の地方公共団体を対象に2倍を上限として割増算定が行われた。成果指標については変化率を用いることを基本としつつ、一部の指標については絶対値と変化率を併用することで「これまでの頑張り」を反映することとされた。なお、全国平均以上に歳出を削減している過疎・離島の市町村については、通常の割増をさらに2倍することとされた。

なお、平成18年度まで適用されていた「行革インセンティブ算定」については、「頑張る地方応援プログラム」の一環として実施されることとなった。

個々の費目の改正点は、以下のとおり。

i) 「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置関係

「社会福祉費」においては、少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる少子化対策に関する経費について、出生率（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$\{(a + \beta) / 2 - 1\} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

a ：成果指標（出生率の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq a \leq 2$ ）

算式： $0.43 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.3460$
成果指標：⑮～⑰出生率平均（‰）

－⑭～⑯出生率平均（‰）

β ：成果指標（出生率の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

算式：0.12×当該市町村の成果指標－3.1620
 成果指標：出生数／修正後女性人口（年齢階層別出生率を反映した人口）

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.0340）
 「清掃費」においては、循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集経費について、1人あたりのごみ処理量（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$\{(\alpha + \beta) / 2 - 1\} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標（1人あたりのごみ処理量の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：（特別区・指定都市・中核市・特例市）

$$-25.38 \times \text{当該団体の成果指標} + 0.487$$

（一般市）

$$-21.74 \times \text{当該団体の成果指標} + 0.987$$

（町村）

$$-11.30 \times \text{当該団体の成果指標} + 1.042$$

成果指標：⑯1人あたりごみ処理量－

$$\text{⑬1人あたりのごみ処理量} /$$

$$\text{⑬1人あたりのごみ処理量} \times 1 / 3$$

β ：成果指標（1人あたりごみ処理量の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

算式：－8.39×当該市町村の成果指標＋4.340

成果指標：⑯ごみ処理量／⑯住基人口

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.0513）

「農業行政費」においては、地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる経営振興やふるさと担い手育成等の農業振興関係経費について、農業産出額を成果指標として算出することとされた。

<算式>

$$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：14.68×当該市町村の成果指標＋1.132

成果指標：⑮～⑰農業産出額平均

$$- \text{⑭} \sim \text{⑯} \text{農業産出額平均}$$

$$/ \text{⑭} \sim \text{⑯} \text{農業産出額平均}$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.2478）

「商工行政費」においては、都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる観光振興関係経費や中心市街地活性化等の商業振興関係経費について、小売業年間商品販売額を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：12.19×当該市町村の成果指標＋1.090

成果指標：⑰小売業年間商品販売額－

$$\text{⑭小売業年間商品販売額} /$$

$$\text{⑭小売業年間商品販売額} \times 1 / 2$$

※小売業年間商品販売額

$$= \text{小売業年間商品販売額} / \text{住基人口}$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.4896）

「徴税費」においては、平成18年度まで行革インセンティブ算定として適用されていたが、今年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として適用することとされた。

単位費用で措置された「徴税強化に要する経費」については、徴税強化の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、①当該団体の徴収率の増減と②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差を均等に反映して算定された。

「地域振興費」（経常態容補正Ⅰ）は、平成18年度までは行革インセンティブ算定として旧「企画振興費（経常）」及び旧「その他の諸費（経常・人口）」に適用されていたが、今年度より「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として地域振興費（人口）に適用することとされた。

単位費用で措置された「歳出削減に要する経費」については、歳出削減の取組状況によって増減する性格であることから、その1/2相当額について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。また、行革努力による地域振興への取組み強化に伴い増加する地域振興関係経費について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$A \times (\alpha \times \gamma \times 0.5 + \beta \times 0.5) + B \times \gamma \times (\theta - 1) \times (\delta \times 0.15 + 0.85)$$

A：単位費用に占める歳出削減に要する経費の割合（1081/10000）

B：単位費用に占める地域振興関係経費の割合（5061/10000）

α ：対象経費（人件費（退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む）、物件費、維持補修費、補助費等及び繰出金）に係る当該団体の削減率が、全国平均の削減率を上回ることによる割増（割落）係数（ $0 \leq \alpha \leq 3$ ）

算式： $1 + (\text{全国平均増減率} - \text{当該団体増減率})$

$$\text{増減率} = \frac{(\text{対象経費} (n-2) \text{年度決算額} - (n-5) \text{年度決算額})}{(n-5) \text{年度決算額} \times 1/3 \times 100}$$

※①過去から継続的に経費削減を行っている団体、②人口急増補正が適用される団体、③（n-5）年度から（n-1）年度までに合併した団体、④（n-2）年に発生した激甚災害の告示を受けた団体については、符号 α による割落しの対象外となっている。

β ：歳出削減の取組み強化に要する経費の標準団体一般財源の1/2相当額を基準として、人口段階に応じて設定した額を算入するための係数

γ ：地域振興費の段階補正係数

θ ： α と同じ。ただし、 $1 \leq \alpha \leq 2$

※条件不利地域において行革努力を行いつつ、地域振興を積極的に行っている市町村については、更なる割増を行うこととし、 $\alpha > 1$ の団体のうち次の条件を満たす市町村について、

符号 α の値を2倍して得た値を θ としている。
(対象市町村)

①過疎又は離島、財政力指数全国平均未満

②財政力指数全国平均未満、税込増加、第一次産業就業者比率全国平均超

(①、②とも府内市町村該当なし)

δ ：第1次産業就業者比率/0.023

※ δ は新型交付税導入に伴う変動額を最小限にとどめるため経過的に適用しているものであり、今後、段階的に反映率を縮減することとされている。

「地域振興費」(経常態容補正Ⅱ)は、企業誘致や定住促進等の地域振興に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費について、①製造品出荷額、②事業所数、③若年者就業率(変化率及び絶対値)及び④転入者人口を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$\text{算式ア} + \text{算式イ} + \text{算式ウ} + \text{算式エ}$$

<算式ア>

$$(\alpha - 1) \times \text{段階補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標(製造品出荷額)が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式： $10.55 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.025$

$$\text{成果指標} = \frac{(\text{⑩製造品出荷額} - \text{⑬製造品出荷額})}{\text{⑬製造品出荷額} \times 1/3}$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.2464）

<算式イ>

$$(\alpha - 1) \times \text{段階補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標(事業所数)が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式： $73.46 \times \text{当該市町村の成果指標} + 2.631$

$$\text{成果指標} = \frac{(\text{⑭事業所数} - \text{⑮事業所数})}{\text{⑮事業所数} \times 1/3}$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.1783）

<算式ウ>

$$\{(\alpha + \beta) / 2 - 1\} \times \text{段階補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標(若年者就業率の変化率)が全国平均以上であることによる割増係数

$$(1 \leq \alpha \leq 2)$$

算式：142.86×当該市町村の成果指標+1.271

成果指標：(17)若年者就業率

$$-(18)若年者就業率) \times 1 / 5$$

β ：成果指標（若年者就業率の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数

$$(1 \leq \beta \leq 2)$$

算式：19.12×当該市町村の成果指標-10.067

成果指標：(17)若年者就業率

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.1399）

<算式エ>

$$(\alpha - 1) \times \text{段階補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標（転入者人口）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

算式：（特別区・指定都市・中核市・特例市）

$$1.15 \times \text{当該市町村の成果指標} + 0.944$$

（一般市）

$$0.70 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.234$$

（町村）

$$0.30 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.182$$

成果指標：(17)転入者人口-(14)転入者人口

$$\times 1 / 3$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.1603）

ii) その他

「林野水産行政費」の経常態容補正は、林業及び漁業の各産業別従業者1人当たりの所要一般財源の差を反映するための補正である。単位費用同様、平成19年度から鉱業の財政需要を算定しないこととされたことに伴い、鉱業従業者の1人あたりの所要一般財源の要素が廃止された。

<算式>

$$1 / A \times (B \times 4.09 + C \times 3.09)$$

A：当該市町村の林業及び漁業の就業者数

B：当該市町村の林業の就業者数

C：当該市町村の漁業の就業者数

② 段階補正

段階補正は、人口等の測定単位の増減に応じて、単位当たりの費用が割安又は割高になることを補正するものである。

「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」「徴税費」

「戸籍住民基本台帳費」においては、平成17年度国勢調査（確定値）が公表され、標準団体行政規模が見直されたことにより、段階区分が見直された。

「包括算定経費（人口）」においては、人口規模のコスト差を反映するために、段階補正が適用された。具体的な段階補正係数は以下のとおりである。

人 口	段階補正係数
～ 0.5千人	1/P(3.41P+ 2,550)
0.5～ 2千人	1/P(2.83P+ 2,840)
2 ～ 4千人	1/P(2.35P+ 3,800)
4 ～ 8千人	1/P(0.94P+ 9,440)
8 ～ 12千人	1/P(0.86P+10,080)
12 ～ 20千人	1/P(0.85P+10,200)
20 ～ 30千人	1/P(0.91P+ 9,000)
30 ～ 100千人	1/P(0.91P+ 9,000)
100 ～ 250千人	1/P(0.75P+25,000)
250 ～ 400千人	1/P(0.66P+47,500)
400 ～1,000千人	1/P(0.66P+47,500)
1,000千人～	1/P(0.63P+77,500)

※表中Pは当該団体の人口である。

③ 数値急増補正

ア 人口急増補正

人口急増補正については、人口を測定単位とするものについて、平成10年度から「その他の諸費（人口・経常）」において包括的に算入されていたが、今年度より、従来の人口急増補正Ⅱ（投資割増）により反映していた財政需要も含めて、各費目における増加需要額を「地域振興費（人口）」において一括して算定している。

本補正は、測定単位である人口の国勢調査時から今年度の算定基準日である平成19年4月1日までの人口の増加を反映させるもので「数値代置方式」と呼ばれている。

平成12年度までは全国平均増加率以上の団体が対象とされていたが、人口全体の増加率が以前より低くなっていること等から、平成13年度より、住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率を超える団体についてのみ適用することとされた。今年度は、平成17年9月30日から平成19年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体にお

ける平均増加率（1.008）を超える市町村について適用された。

<算式>

人口急増補正係数-1 = (A/B-1.008) × α

A：平成19年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

B：平成17年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

α：35.7

イ 65歳以上人口急増補正 I

65歳以上人口急増補正 I は、65歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の65歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは住民基本台帳登録65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について対象とされていたが、平成14年度より同人口の増加団体における平均増加率（平成19年度については1.034）を超える市町村に適用することとされた。

なお、この補正は、「高齢者保健福祉費」が創設された平成6年度から適用されているが、当時は算定年度の4月1日の数値を用いて算定していた密度補正が適用される経費が、当該費目の需要額に占める割合が低かったため、単位費用全体に乗じられてきた経緯がある。しかしながら、近年、密度補正経費の割合が急増していることから、平成16年度より急増補正の割増対象は密度補正が適用されない単位費用部分に限定されており、平成19年度においては0.445（昨年度0.446）を乗じて算出された。

また、旧「高齢者保健福祉費（投資・65歳以上人口）」に適用されていた65歳以上人口急増補正（投資割増）については、廃止することとされた。

<算式>

65歳以上人口急増補正 I 係数-1 = (A/B-1.034) × 0.445

A：平成19年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成18年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

0.445：
$$\frac{\text{標準団体一般財源 (1,709,194千円)} - \text{急増補正対象外経費 (949,036千円)}}{\text{標準団体一般財源 (1,709,194千円)}}$$

ウ 75歳以上人口急増補正 I

75歳以上人口急増補正 I は、75歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（75歳以上人口）」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の75歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この急増補正については、平成18年3月31日から平成19年3月31日までの75歳以上人口の増加団体の平均増加率（1.043）を超える市町村について適用されている。

<算式>

75歳以上人口急増補正 I 係数-1 = A/B-1.043

A：平成19年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成18年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

エ 世帯数急増補正

世帯数急増補正は、世帯数を測定単位とする個別算定経費（「徴税费」及び「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」）に適用され、その考え方は人口急増補正と同様の「数値代置方式」であり、世帯数の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは全国平均増加率以上の世帯数増加団体が対象であったが、平成14年度から、国勢調査以降の住民基本台帳登録世帯数の増加率が世帯数増加団体における平均増加率を超える市町村にのみ適用することとされた。

今年度は、平成17年9月30日から平成19年3月31日までの住民基本台帳登録世帯数の増加率が世帯数増加団体における平均増加率（1.019）

を超える市町村について適用された。

<算式>

世帯数急増補正係数-1 = $A/B - 1.019$

A：平成19年3月31日現在の住民基本台帳登録世帯数

B：平成17年9月30日現在の住民基本台帳登録世帯数

④ 数値急減補正

ア 人口急減補正

人口急減補正については、人口を測定単位とする経費に適用され、平成19年度より人口急増補正と同様に、「地域振興費（人口）」において包括的に算入されている。

本補正は、人口の急減する市町村が、人口変動の少ない同規模の市町村に比べて、人口1人当たりの単価が割高となるため、減少人口の一定割合を復元させるためのものである。

これは、人口が急減する市町村では、人口減少に応じて直ちに経費の削減を図ることは困難であり、測定単位の減少に即応して基準財政需要額が減少すると、財政運営に支障を来す恐れがあることから激変緩和措置として設けられているものである。

平成12年度から平成17年度までの国勢調査人口の減少を基礎とした算式となっており、平成19年度における復元率は0.7（昨年度0.9）としている。

なお、対象は平成18年度と変わらず人口減少団体の平均減少率（1.028）を超える団体とされた。

<算式>

人口急減補正係数-1 = $(B/A - 1.028) \times 29.2 \times \alpha$

A：平成17年国勢調査人口

B：平成12年国勢調査人口

α ：0.7

イ 学級数・学校数急減補正

学級数・学校数急減補正は、測定単位である「学級数・学校数」の急激な減少に伴う需要額の激変緩和措置として適用される。学級数につい

ては、具体的には算定年度の前年から3年前までの各年度の数をいずれも下回る団体について、前年の減少分の90%、2年前の減少分の60%、3年前の減少分の30%がそれぞれ復元されるものである。

学校数については、平成19年度より、小・中学校の統廃合に要する経費を学校の減少数を指標として算定することとして、学校数急減補正の適用期間を3年から5年（平成19年度は経過措置として4年）に延長し、学校数減少後2年間（同1年間）は、従来の学校数により、学校の統廃合がなかった場合と算定額を同額にすることとされた。

<算式>

学級数急減補正係数-1 =

$1/A \times \{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3\}$

(注) (B-A)、(C-B)、又は(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数値がB、C、Dのいずれの数値以上となるときは(B-A)、(C-B)、(D-C)は0とする。

A：測定単位の数値（学級数）

B：平成18年5月1日現在の測定単位の数値（学級数）

C：平成17年5月1日現在の測定単位の数値（学級数）

D：平成16年5月1日現在の測定単位の数値（学級数）

<算式>

学校数急減補正係数-1 =

$1/A \times \{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 0.9 + (D-C) \times 0.6 + (E-D) \times 0.3\}$

(注) (B-A)、(C-B)、(D-C)又は(E-D)が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数値がB、C、D、Eのいずれの数値以上となるときは(B-A)、(C-B)、(D-C)及び(E-D)は0とする。

A：測定単位の数値（学校数）

B：平成18年5月1日現在の測定単位の数値
(学校数)

C：平成17年5月1日現在の測定単位の数値
(学校数)

D：平成16年5月1日現在の測定単位の数値
(学校数)

E：平成15年5月1日現在の測定単位の数値
(学校数)

ウ 農家数急減補正

農家数急減補正は、測定単位である「農家数」の置き換えに伴う「農業行政費」の激変緩和措置として適用されるものであり、平成18年度より、農林業センサスの更新に伴い、2000年世界農林業センサスによる農家数と2005年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合が復元されることとなった。その復元率は70%（平成18年度は90%）である。激変緩和の性格上、年次進行により順次逓減されることになる。

<算式>

農家数急減補正係数 - 1 = $\{(B - A) / A\} \times 0.7$

A：2005年農林業センサスによる農家数

B：2000年世界農林業センサスによる農家数

エ 従業者数急減補正

従業者数急減補正は、測定単位である「林業及び水産業の従業者数」の置き換えに伴う「林野水産行政費」における激変緩和措置として適用されるものである。平成17年国勢調査（確定値）公表に伴い、平成12年国勢調査による従業者数と平成17年国勢調査による従業者数を比較し、その間の減少数の一定割合を復元することとしている。平成19年度の復元率は80%である。

<算式>

数値数急減補正係数 - 1 =

$1 / A \{ (D / B - 1.564) \times B \times 4.09 + (E / C - 1.196) \times C \times 0.30 \} \times 0.8$

A：平成17年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：平成17年国勢調査による「林業の就業者数」

C：平成17年国勢調査による「漁業の就業者数」

D：平成12年国勢調査による「林業の就業者数」

E：平成12年国勢調査による「漁業の就業者数」
数値急増・急減補正による今年度の府内の増加需要額は第9表のとおりである。

第9表 数値急増・急減補正による増加需要額(府内市町村)

(単位:百万円、%)

区 分	平成19年度(イ)		平成18年度(ロ)		増減額(ハ)		増減率	
	数値急増補正	数値急減補正	数値急増補正	数値急減補正	(イ)-(ロ)		(ハ)/(ロ)	
					数値急増補正	数値急減補正	数値急増補正	数値急減補正
大 都 市	248	97	753	46	△505	50	△67.1	108.3
都 市	1,068	498	4,027	463	△2,960	35	△73.5	7.7
町 村	47	192	138	205	△90	△13	△65.7	△6.4
市 町 村 計 (除大都市)	1,115	690	4,165	668	△3,050	22	△73.2	3.3
府 計	1,363	787	4,918	714	△3,555	73	△72.3	10.2

(注) 端数処理のため、計と一致しないことがある。

⑤ 密度補正

今年度の密度補正単価は第10表のとおりで、主な改正点は次のとおりである。

ア 下水道費

維持管理経費の実態を反映させるため、排水人口・排水面積・施設の種類による密度補正が適用されているが(下表参照)、今年度も実態を

公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率

区 分		19年度	18年度
農業集落排水施設	排水人口当たり	1.34	1.36
	排水面積当たり	0.36	0.35
漁業集落排水施設 ・ 林業集落排水施設	排水人口当たり	1.81	1.74
	排水面積当たり	0.70	0.69
簡易排水処理施設 ・ 小規模集合排水処理施設	排水人口当たり	2.25	2.14
	排水面積当たり	0.56	0.52
特定地域生活排水処理施設 ・ 個別排水処理施設	排水人口当たり	1.97	1.62

第10表 平成19年度密度補正単価等（対前年度比較）

（単位：円／％）

費目	測定単位	密度補正 区分	事 項	19年度	18年度	差 引	増減率			
				A	B	A - B C	C / B			
下水道費	人 口		排水人口	649	666	△17	△ 2.6			
			排水面積(千㎡当たり)	3,989	4,140	△151	△ 3.6			
小学校費	児 童 数		スクールバス・ポート	5,621,000	5,647,000	△ 26,000	△ 0.5			
中学校費	生 徒 数		スクールバス・ポート	5,621,000	5,647,000	△ 26,000	△ 0.5			
その他の 教育費	人 口	II	市町村立大学学生 医学部	4,156,000	4,306,000	△ 150,000	△ 3.5			
			理科系学部	1,548,000	1,572,000	△ 24,000	△ 1.5			
			文科系学部	256,000	273,000	△ 17,000	△ 6.2			
			家政系及び芸術系学部	934,000	969,000	△ 35,000	△ 3.6			
			市町村立特別支援学校 幼稚部幼児数	56,000	92,000	△ 36,000	△ 39.1			
			小・中学部児童生徒数	418,000	464,000	△ 46,000	△ 9.9			
			高等部(本科)生徒数	655,000	700,000	△ 45,000	△ 6.4			
			〃 (別科・専攻科)生徒数	759,000	834,000	△ 75,000	△ 9.0			
			私立幼稚園幼児(3～5歳児の合計数)	23,300	23,100	△ 200	△ 0.9			
			生活保護費	市 部 人 口		被生活保護者	144,900	153,300	△ 8,400	△ 5.5
社会福祉費	人 口		保育所児童1人当たり所要運営費	公立 指定・中核市	521,722	510,815	10,907	2.1		
				公立 その他団体	517,944	504,681	13,263	2.6		
				私立 指定・中核市	265,851	261,946	3,905	1.5		
				私立 その他団体	143,876	140,862	3,014	2.1		
				障害者自立支援施設等支援費支給決定者一人当たり単価	671,414	—	—	—		
				児童手当対象児童	10,595	9,584	1,011	10.5		
			児童扶養手当支給対象者	17,668	17,068	600	3.5			
保 健 衛 生 費	人 口	I	診療所	7,100,000	7,100,000	0	0.0			
			簡易水道等給水人口	4,810	4,621	189	4.1			
			簡易水道高料金対策 資本費単価 136円/㎡を超える部分の資本費	算入率 0.5	算入率 0.5					
			簡水債元利償還金・許可額(平成3年度以降許可債)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)					
			(未普及解消緊急対策事業に乗せ分)	算入率 1/6	算入率 1/6					
			市町村立病院病床	495,000	489,000	6,000	1.2			
			市町村立大学附属病院病床	297,000	293,400	3,600	1.2			
			市町村立リハビリ病院病床	297,000	293,400	3,600	1.2			
			病院事業債元利償還金繰出基準額 (平成3年度以降平成13年度以前許可分)	算入率 0.6	算入率 0.6					
			(平成14年度以後許可分)	算入率 0.45	算入率 0.45					
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額 (平成5年度以降平成14年度以前許可債)	算入率 0.4	算入率 0.4					
			(平成15年度許可分(平成14年度基本設計等着手分))	算入率 0.3	算入率 0.3					
			(平成15年度以後許可分)	算入率 0.225	算入率 0.225					
			水源開発等に係る繰出基準額	算入率 0.5	算入率 0.5					
			上水道高料金対策 (資本費単価 175円/㎡を超える部分の資本費)	算入率 0.5	算入率 0.5					
			一般会計出資債元利償還金・許可額 (高度浄水分・老朽管更新分を含む)	算入率 0.45	算入率 0.45					
			看護師養成所生徒数	777,000	753,000	24,000	3.2			
			II	【国保基盤安定繰出分】						
				補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当分)	2,826	2,898	△ 72	△ 2.5		
				補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当分)	2,401	2,481	△ 80	△ 3.2		
補正後保険料軽減者(保険者支援分)	2,038	2,013		25	1.2					
【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】										
一般被保険者	3,484	4,200		△ 716	△ 17.0					
【国保安定化支援繰出分】										
算入率 0.8	算入率 0.8									
高齢者 保健福祉費										
老人ホーム被措置者(養護)	2,171,000	2,101,000		70,000	3.3					
居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス受給者(給付費分)	176,600	164,300	12,300	7.5						
施設介護サービス受給者(給付費分)	434,000	467,500	△ 33,500	△ 7.2						
介護サービス受給者(介護保険事務費分)	19,300	18,700	600	3.2						
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数5人/月以下の施設)	3,379,000	3,865,000	△ 486,000	△ 12.6						
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数6～10人/月の施設)	4,359,000	4,986,000	△ 627,000	△ 12.6						
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数が11人/月以上の施設)	6,866,000	7,854,000	△ 988,000	△ 12.6						
清 掃 費	人 口		入湯税納税義務者	5,880	6,260	△ 380	△ 6.1			
農業行政費	農 家 数		農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	14,960	14,950	10	0.1			
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数		市町村所有森林面積(1ha当たり)	18,600	18,600	0	0.0			
			算入率 0.3	算入率 0.3						
地域振興費	人 口	I	米軍人口	67,000	67,000	0	0.0			
			米軍基地面積(1km ² 当たり)	6,200,000	6,200,000	0	0.0			
			自衛隊基地面積(1km ² 当たり)	800,000	800,000	0	0.0			
			III 外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0	0.0			
			算入率 0.8	算入率 0.8						

勘案し、排水人口当たり単価と排水面積当たり単価、公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率が見直された。なお、排水人口で算入される需要額と排水面積で算入される需要額の比率は、昨年度と同様0.50：0.50とされた。

イ その他の土木費

平成17年度に一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び平成18年度に一般財源化された公営住宅家賃対策等補助を的確に算定するため、公営住宅家賃収入補助相当額及び公営住宅家賃対策等補助相当額を基礎とする密度補正が適用されている。

ウ 生活保護費

密度補正においては、生活扶助基準の改定等に伴い、被生活保護者一人当たり単価、各種扶助間の単価差率及び各種扶助人員の推計伸率について改定されるが、今年度については、18年度算定における「その他の扶助」に係る被生活保護者数が被生活保護者の実数を大きく上回ったため、「その他の扶助」のみ過大過小措置の対象外とされた。

また、扶助区分ごとに設けられている乗率は、単価差率に人員の推計伸び率を乗じて得られるが、「その他の扶助」については、従来と同様に

積算すると平成18年度に比して激減する結果となるため、激変緩和の観点から、本来の乗率に平成18年度の乗率と本来の乗率の差の2分の1に相当する率を加算した率を用いることとされた。

エ 社会福祉費

児童手当については、今年度の制度拡充に伴い児童手当に係る密度補正も改正された。

(第11表)

また、障害者自立支援法の全面施行に伴い、従来の知的障害者の施設利用者数による密度補正から、障害者支援施設訓練等支援費支給決定者数による密度補正に改められた。

第11表 「社会福祉費」児童手当制度に係る密度補正の算式

$$(\text{密度補正係数}-1) = \frac{1}{A \times 14,800\text{円}} \times (10,595\text{円} \times B - 136,930\text{千円}) \times \frac{A}{100,000\text{人}}$$

【算式の符号】
A: 当該市町村の測定単位(人口)
14,800円: 単位費用
10,595円: 修正後支給対象児童1人当たり単価
B: 当該市町村の修正後支給対象児童数
136,930千円: 標準団体の児童手当所要額の平成18年度の負担割合の変更及び児童手当の制度拡充に伴う所要経費

※ 児童手当制度の拡充に伴う所要経費のうち地方公務員分については、都道府県、市町村それぞれの地域振興費(人口)において、社会福祉費に準じた算定を行っている。

第12表 国民健康保険に係る経費の普通交付税算入状況

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11~14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
基盤安定事業	保険料軽減負担割合 国 170億円(定額) 1/4 都道府県 残り全額	保険料軽減負担割合 国 240億円(定額) 1/4 都道府県 残り全額	保険料軽減負担割合 国 450億円(定額) 1/4 都道府県 残り全額	保険料軽減負担割合 国 670億円(定額) 1/4 都道府県 残り全額	保険料軽減負担割合 国 1/2(定率) 1/4 都道府県 1/4	(変更なし)	(変更なし)	保険料軽減負担割合 都道府県 3/4 市町村 1/4	(変更なし)	(変更なし)
						(新設) 保険者支援分負担割合 国 1/2(定率) 1/4 都道府県 1/4 市町村 1/4				
補正	人件費 助産費 (出産一時金の創設に伴う充実 30万円×2/3) 資金・委託料・負担金分 (給与費相当分) 光熱水費等 需要費相当分				(新設) 事務費国庫負担金(役員費等)相当分		(新設) 療養給付費負担金	(新設) 特別対策事業費補助金	助産費 (出産一時金 30~35万円(H18.10~) ×2/3)	
	保険料負担能力分					010.50 020.50 030.40 040.40	0.30	0.30	0.25	0.27
安定化支援事業	通制病床分									
	年齢構成差分	0.25	0.25	0.25	0.25		0.25	0.25	0.25	0.20
	0.20	0.20	0.20	0.20		0.30	0.25	0.18	0.15	0.12

第13表 「保健衛生費」密度補正Ⅱの算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 4,160\text{円}} \times \\
 & \{ \{ (0.5+0.5\alpha) \times B \times 2,826\text{円} + (0.5+0.5\beta) \times C \times 2,401\text{円} - 76,300\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \} + \\
 & \{ D \times 67,942\text{円} \times 0.03 - 17,118\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \} + \\
 & (E \times 3,484\text{円} - 108,219\text{千円} \times \frac{A}{100,000}) \\
 & + F \times G \times 0.25 \times 0.8 + H \times 0.15 \times 0.8 + 48 \times I \times J \times 0.12 \times 0.8]
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

A: 測定単位(人口)

B: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 1.68 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.86$

C: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減世帯数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減世帯数}=\text{ハ}) \times 1.67 \} + \{ (\text{保険料軽減世帯数計}=\text{ニ}) - (\text{ハ}) \} \times 0.82$

$$\alpha : \frac{\frac{(\text{減額した被保険者均等割額計}=\text{ホ})}{(\text{補正後保険料軽減者数}=\text{B})}}{10,524} \qquad \beta : \frac{\frac{(\text{減額した世帯別平等割額計}=\text{ヘ})}{(\text{補正後保険料軽減世帯数}=\text{C})}}{8,949}$$

D: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数}=\text{イ}) \times 0.95 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計}=\text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.48$

E: 一般被保険者数

F: 次の算式によって求めた基盤安定事業費

$$\text{算式: } \frac{(0.5+0.5 \times \alpha) \times B \times 10,524\text{円} + (0.5+0.5 \times \beta) \times C \times 8,949\text{円}}{1,000}$$

算式の符号は、前出のもの

G: 次の算式によって求めた数値

$$\begin{aligned}
 \text{算式: } & \gamma \geq 0.55 \text{ のとき} & G &= \gamma / 0.55 \\
 & 0.45 \leq \gamma < 0.55 \text{ のとき} & G &= (\gamma - 0.45) / 0.10 \\
 & \gamma < 0.45 \text{ のとき} & G &= 0
 \end{aligned}$$

$$\text{※ } \left[\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right]$$

H: 次の算式によって求めた数値

算式: a と b との小さい方の数値

$$a = 1,704 \times \frac{(c-1,179.6) \times \text{住民基本台帳人口 (H17.9.30現在)}}{100,000}$$

c : 10万人当たり病床数と医療圏10万人当たりの病床数との大きい方の数値

b = (実績給付費) - { (基準給付費) と 「172千円 × (一般被保険者数)」 との大きい方の数値 }

I : 一般被保険者のうち、60歳以上74歳未満の者の数

J : 一般被保険者数 i につき、

$$\left\{ \begin{array}{ll} I/i \geq 0.20 & \text{の場合} \\ 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} \\ I/i < 0.10 & \text{の場合} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} I/i / 0.20 \\ (I/i - 0.10) / 0.10 \\ 0 \end{array} \right\}$$

2,826円: 補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当)

2,401円: 補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当)

76,300千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

1.68、1.67: 7割及び6割軽減のシェアにより1.75及び1.50を加重平均して求めた乗率

0.86、0.82: 5割、4割及び2割軽減のシェアにより1.25、1.00及び0.50を加重平均して求めた乗率

67,942円: 平成17年度の全国平均保険料収納額

0.95: 7割及び6割軽減のシェアにより1.00及び0.83を加重平均して求めた乗率

0.48: 5割及び4割軽減のシェアにより0.50及び0.42を加重平均して求めた乗率

0.03: 0.12(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) × 0.25(負担割合)

17,118千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,484円: 一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等の需要費

108,219千円: 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需要費

オ 保健衛生費

密度補正Ⅰのうち、病院経費については、病床数単価が495千円に改定された。

密度補正Ⅱのうち、財政安定化支援事業については、繰り出し対象経費の見直しに伴い、算式が改められた。(第12表・第13表)

カ 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)

介護給付負担金に係る密度補正については、地域密着型サービス受給者数を居宅介護サービス受給者数に含めて算定することとされた。

キ 農業行政費

農地・水・環境保全向上対策の実施に伴い、今年度より、農地(田・畑・草地)の面積に応じた密度補正Ⅱが適用された。(第14表)

また、従来、農道の維持改修や草地開発事業の必要度を反映するため、旧「農業行政費(投資)」において、農道延長や牧場面積に応じた投資補正を適用していたが、今年度より農道延長や牧場面積に応じた密度補正Ⅲが農業行政費に適用されている。

第14表 「農業行政費」密度補正Ⅱの算式

$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{1}{\text{当該市町村の農家数}} \times (0.0295 \times A + 0.0188 \times B + 0.0027 \times C) - 0.0291$ <p>【算式の符号】</p> <p>A: 当該市町村の田の面積 B: 当該市町村の畑(樹園地を含む)の面積 C: 当該市町村の草地の面積</p>
--

第15表 道路橋りょう費 投資補正Ⅰ係数

	6	7	8	9	10	11~15	16~19
国道延長比率	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	20.0	16.5
道府県道延長比率	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	5.1
市町村道							
(ア) 4.5m以上	0.50	0.50	0.45	0.45	0.40	0.40	0.49
(イ) 4.5m~ 2.5m	1.1	1.1	1.15	1.15	1.20	1.22	1.30
(ウ) 2.5m~ 1.5m	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.31	1.47
(エ) 非永久橋	55	55	60	60	65	65	廃止
(オ) 交通事故件数比率							
(大都市)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.05
(大都市以外)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.10

(ア)~(エ)については改良整備、(オ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるための係数である。

ク 商工行政費

全産業就業者に占める第2次・第3次産業就業者数の割合が大きい団体について経費の割増をしていた密度補正について、今年度より算定の簡素化の観点から廃止された。

ケ 地域振興費

従来、米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入する密度補正を旧「その他の諸費(経常・人口)」に適用していたが、今年度より「地域振興費(人口)」に適用することとされた。

また、地方公務員に支給する児童手当の増加に対応するものとして、旧「その他の諸費(経常・人口)」に適用されていた密度補正も、今年度より「地域振興費(人口)」に適用された。

さらに、旧「企画振興費」に適用されていた外国青年招致人員に係る密度補正についても、今年度より「地域振興費(人口)」に適用されることとなった。なお、平成19年度の算入率は0.8(平成18年度1.0)とされた。

⑥ 投資補正

投資補正は、測定単位の多寡等により投資的経費の割増を行うものであり、現在「道路橋りょう費」の他6費目において適用されている。

改正点の主なものは、以下のとおりである。

ア 道路橋りょう費

平成16年度に道路整備に係る長期計画の改定に伴って、投資補正Ⅰの各指標に係る乗率が第

15表のとおり改定されている。

イ 都市計画費

平成16年度より、割り増しの基準値については、従来の大都市の全地目平均の土地価格から、大都市の可住地平均の土地価格を用いることとされた。

この見直しによる激変を緩和するため、平成15年度の土地価格比率係数を下回る団体については、平成15年度係数の2割（昨年度4割）と平成19年度係数の8割（同6割）の合計値を用いることとされている。

ウ 公園費

投資補正の算式中の土地価格比率の反映に係る乗率の算定において、土地価格比率の割増基準値が平成18年度概要調書の数値に基づき見直されている。

エ 下水道費

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部が算入されている。

平成19年度においては、繰出基準の改正を受けて、使用料対象資本費単価が46円/m³以上、使用料が132円/m³以上の下水道事業について、使用料対象資本費単価（その額に応じた乗率を乗じて得た額）、有収水量及び使用料単価による割落率を乗じて得た額が、供用開始後25年までは0.45、26年から30年までは0.09の算入率により算入されている。

オ 地域振興費

航空機燃料譲与税や事業者税見合いの財政需要等を算入するものであり、人口や空港関係市町村の世帯数等を用いて補正係数を算出することとしている。

これらの財政需要は、平成18年度においては、旧「公園費（投資）」に適用されていた投資補正及び旧「その他の土木費（投資）」に適用されていた投資補正により算入されていたものである。

なお、旧「その他の土木費」に適用されていた昼間人口を基準とする投資態容補正は、投資的経費の縮減に対応した補正の重点的見直し及

び昼間流入人口の多い大都市と他の大都市間で投資的経費の差異が認められなくなっており、算定の簡素化の観点から廃止された。

⑦ 事業費補正

事業費補正とは、公共事業の地方負担額や地方債の元利償還金等を用いて、実際の投資的経費に係る財政需要を交付税算定に反映させる補正である。

事業費補正については、基本方針2005において「基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す」とされたことを踏まえ、これまで道府県分を中心に見直しが進められてきたが、平成19年度においては、市町村分の事業費補正の見直しに着手することとされ、住宅市街地総合整備促進事業債について、平成19年度に同意又は許可を得て発行するものから事業費補正の適用を廃止することとされた（算定上の反映は平成20年度から）。

また、三位一体改革への対応として、税源移譲の対象となる施設整備費の国庫補助負担金のうち特別の地方債（施設整備事業債）が充当されるものについては、従来为国庫補助金相当分に特別の地方債を充当するとともに、後年度、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入されることとなっていたが、平成19年度より実際に算入が開始された。

個別費目別の改正点のうち、主なものは次のとおりである。なお、算入率については第16表に示している。

ア 消防費

三位一体の改革により一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業債の元利償還金が新たに算入された。

イ 下水道費

平成18年度から、下水道事業の資本費（元利償還金）について、合流式と分流式に区分した上で、雨水分に対する繰出基準を実態に見合った水準に見直すとともに、新たに汚水公費分として分流式の元利償還金に対して処理区域内人口密度等に応じて繰出基準が設けられた。

これに伴い、既発債の元利償還金については、

見直し前の公費負担率と見直し後の公費負担率の差について、下水道事業債（特別措置分）の発行が認められることとされたが、平成19年度から元利償還金の算入が開始された。

なお、処理区域内人口密度が25未満の区分にあっては、見直し前の公費負担率と見直し後の公費負担率に差がないが、見直し後の考え方によると算入率が0.01引き下げられることとなるので、既発債については、従来どおりの算入率とされた。

平成18年度同意等額については、見直し後の考え方に基づき、平成17年度以前許可債と異なる算入率となっている。

ウ その他の土木費

平成19年度から、地震防災特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる、地震防災対策事業に充てた地方債の元利償還金の50%が新たに算入された。

エ 小・中学校費

三位一体の改革により一般財源化された公立学校施設整備補助金に係る施設整備事業債の元利償還金が、新たに算入された。

オ 社会福祉費

三位一体の改革により一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備補助金・負担金に係る施設整備事業債の元利償還金が新たに算入された。

カ 高齢者保健福祉費（65歳以上人口）

三位一体の改革により一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業債の元利償還金が新たに算入された。

流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業債の元利償還金の算入率

区 分		平成13年度 以前許可債	平成14年度 以降許可債	平成18年度 以降同意等債
合 流 式		0.42	0.37	0.37
分 流 式				
処理区域内人口密度	25未満	0.50	0.45	0.44
	25以上 50未満	0.42	0.37	0.37
	50以上 75未満	0.35	0.30	0.30
	75以上100未満	0.28	0.23	0.23
	100以上	0.21	0.16	0.16

第16表 事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費 目		19年度算入率	18年度算入率
都市計画費	地下高速鉄道	0.6	0.6
	ニュータウン鉄道	—	—
	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
その他の土木費	産炭就労事業等	0.6	0.6
農業行政費	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	緑資源機構営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	水資源機構営土地改良事業		
(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35	
(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(利子償還金)	19年度算入率	18年度算入率	
消 防 費 道 路 橋 り よ う 費	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	—	
	臨時地方道整備事業債(一般分 昭和62年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7.9～16年度許可債)	0.8※	0.8※	
港 湾 費	臨時地方道整備事業債(特定道路 財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
	通常分(補助事業及び直轄県営事業負担金分のうち昭和44年度以前発行の繰入金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	
都 市 計 画 費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ)	0.6	0.6	
	地下鉄事業新々特例債(利子のみ)	0.6(上限2.0%相当額)	0.6(上限2.0%相当額)	
	地下鉄事業統特例債(利子のみ)	0.45(上限1.2%相当額)	0.45(上限1.2%相当額)	
	地下高速鉄道建設事業補助金債	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	地下鉄事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	
	ニュータウン鉄道事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	
	都市高速鉄道事業債(モレール等・公営)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分)	0.3※	0.3※	
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以降採択分)	0.45※(H13許可債までは0.5※)	0.45※(H13許可債までは0.5※)	
	都市高速鉄道事業債(モレール等・第3セクター)	0.3※	0.3※	
	都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター)	0.3※	0.3※	
	地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)	0.75◎	0.75◎	
	地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区分)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	
	地下鉄輸送力増強等事業出資債	0.6◎	0.6◎	
	地下鉄緊急改良事業出資債(平成13年度許可債～)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	一般公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債～)	0.8※	0.8※	
公 園 費	公園緑地事業債	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	
下 水 道 費	下水道通常分(昭和46年度以前発行の市場公債券資金分及びその借換分並びに昭和50年度以前発行の繰入金分を除く)*詳細は事業費補正本本文参照	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50)	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50)	
	下水道事業債特例措置分	1.0◎	1.0◎	
	下水道普及特別対策事業(平成8年度許可債～)	0.55◎	0.55◎	
	下水道事業債臨時措置分	1.0◎	1.0◎	
	下水道事業債(広域化・共同化分)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	
	下水道資本費平準化債(下水道事業・公害防止事業)	0.5※	0.5※	
そ の 他 の 土 木 費	下水道事業債特別措置分	0.7	—	
	自然災害防止事業債	0.285	0.285	
	港湾分	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	
	都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債)	0.4※	0.4※	
	公共用地先行取得事業債(基幹的公共用地分)(利子のみ・平成14.15年度許可債)	1.0%相当	1.0%相当	
	住宅宅間連公共施設整備促進事業債及び住宅市街地総合整備促進事業債(平成5年度許可債～)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	
	臨時地域基盤整備事業債(平成9年度許可債)	0.3※	0.3※	
	廃鉱就労事業等	0.6	0.6	
	新幹線鉄道整備事業(平成4年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	地域経済対策事業債(平成10年度許可債)	0.4※	0.4※	
	臨時経済対策事業債(平成11～13年度許可債)	0.45※	0.45※	
	地域住宅交付金事業	0.1	0.1	
	一般事業債(まちづくり交付金事業)	0.1	0.1	
	地震防災対策特別措置法に基づく補助率嵩上げ分に係る地方債	0.5※	—	
	小 学 校 費 及 び 中 学 校 費	施設整備通常分(政府資金分)(平成3年度以前及び6年度許可債～)	0.7◎	0.7◎
		施設整備通常分(政府資金分)(平成4及び5年度許可債)	0.5	0.5
学校プール整備通常分(政府資金分)(昭和63～平成3年度及び6年度許可債～)		0.3◎	0.3◎	
大規模改造事業(単独事業分)		0.3※(H13許可債までは0.5◎)	0.3※(H13許可債までは0.5◎)	
学校給食施設分(平成14年度許可債～)		0.2※	0.2※	
個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債)		0.5	0.5	
児童生徒急増市町村等の用地取得分(昭和46～平成10年度許可債)		0.6	0.6	
高 等 学 校 費	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	—	
	臨時高等学校整備事業債(特別老朽施設改築事業分 平成6年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	
そ の 他 の 教 育 費	大規模改造事業(単独事業分 平成元年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	
	幼稚園大規模改造事業(単独事業分 平成6～13年度許可債)	0.5※	0.5※	
社 会 福 祉 費	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	—	
高 齢 者 保 険 福 祉 費 (6 5 歳 以 上)	施設整備事業債(一般財源化分)	1.0※	—	
清 掃 費	清掃施設整備分(用地取得・清掃運搬施設整備を除く)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	
農 業 行 政 費	一般公共事業債(農業農村・災害関連分 平成4年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	
	一般単独事業債(単独農道及びふるさと一般農道分 平成4～13年度許可債)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道分 平成5年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
林 野 水 産 行 政 費	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道・財対分 平成8年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道分 平成5年度許可債～)	0.3※	0.3※	
地 域 振 興 費 (人 口)	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
	(旧)地域総合整備事業債特別分(除く財対分)(平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	(旧)地域総合整備事業債特別分(財対分)(平成8年度許可債～)	1.0※	1.0※	
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分を除く 平成6年度許可債～)(利子のみ)	0.75※	0.75※	
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分 平成6年度許可債～)(利子のみ)	0.5※	0.5※	
	発展基盤緊急整備事業債(平成12年度許可債)	0.5※	0.5※	
	日本新生緊急基盤整備事業債(平成13年度許可債)	0.5※	0.5※	
	地域活性化事業債(除く財対分)(平成14年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	地域活性化事業債(財対分)(平成14年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)(平成14年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※	
	一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)(平成14年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	合併特例事業債(市町村合併推進事業分)(平成14年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	緊急防災基盤整備事業債・防災対策事業債(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分)分)(平成7年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	防災対策事業債(防災基盤整備事業分)	0.3※	0.3※	
	防災対策事業債(公共施設等耐震化事業分)	0.5※	0.5※	
空港整備事業債(2種(A)・空港市町村負担金分)	0.5◎	0.5◎		
空港整備事業債(2種(B)・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎		
空港整備事業債(3種・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎		
空港整備事業債(2種(B)・空港市町村管理分)	0.267◎	0.267◎		
一般単独(一般事業)事業債(石綿対策事業分)	0.4※	0.4※		
地 域 振 興 費 (面 積)	臨時河川整備事業債(一般分 平成5年度許可債～、平成4年度は弾力運用分及び追加分)	0.3※	0.3※	
	臨時河川整備事業債(特定河川分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時河川整備事業債(特定河川・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
河川等関連公共施設債(平成10年度許可債～)	河川等関連公共施設債(平成10年度許可債～)	0.1※(H13許可債までは0.2※)	0.1※(H13許可債までは0.2※)	
	特定治水施設事業債(平成11.12.13年度許可債)	0.2※	0.2※	

(注)※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。
平成19年度より、消防費、小・中学校費、社会福祉費、高齢者保険福祉費(65歳以上)において、施設整備事業債(一般財源化分)が新たに算入された。

⑧ 種別補正

種別補正は、測定単位のうちに種別があり、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その費用の差に応じて測定単位の補正を行うものである。

「道路橋りょう費（面積）」において、国府県道に係る種別補正係数の区分が次のとおり改正された。

区分		平成 19 年度	平成 18 年度
市 町 村 道	6.5m以上	1.1	1.1
	6.5～4.5m	1.0	1.0
	4.5～2.5m	0.7	0.7
	2.5～1.5m	0.2	0.2
	橋りょう	4.0	4.0
国府県道		1.89	1.88

「高等学校費」において、単位費用の改定等に伴い、教職員数を測定単位とするもの及び生徒数を測定単位とするものについて、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、施設整備費の一部が生徒数を測定単位とするものにおいて算定されることになったことに伴い、全日制、定時制及び単位制に属する生徒については、学科ごとに適用される補正係数が異なることとされた。

「高等学校費（教職員数）」の種別補正係数

種別	補正係数		
	平成 19 年度	平成 18 年度	
全日制	1.00	1.00	
定時制	指定都市	1.12	1.13
	その他の市町村	0.96	0.97

「高等学校費（生徒数）」の種別補正係数

種別	補正係数		
	平成 19 年度	平成 18 年度	
全日制	普通科等	1.00	1.00
	商業科・家庭科	1.12	
	衛生看護科等	2.51	2.03
	農業科	2.56	2.10
	工業・情報科	2.12	1.91
	水産科	7.71	8.97

定時制 (独立校)	指定都市	普通科等	2.32	2.74
		商業科・家	2.50	
		衛生看護 …	3.14	
		農業科	3.82	3.78
		工業・情報	3.38	
	水産科	—		
	その他	普通科等	2.01	2.33
		商業科・家	2.19	
		衛生看護 …	3.00	3.33
		農業科	3.35	
工業・情報		3.08		
水産科	—			
定時制 (併設校)	指定都市	普通科等	1.73	1.88
		商業科・家	1.90	
		衛生看護 …	2.93	
		農業科	2.88	2.74
		工業・情報	2.86	
	水産科	—		
	その他	普通科等	1.59	1.72
		商業科・家	1.76	
		衛生看護 …	2.78	2.55
		農業科	2.57	
工業・情報		2.52		
水産科	—			
別科・ 専攻科	職業科	4.29	5.79	
	その他	1.00	1.09	

公債費については、年次進行に伴う理論償還額の変動を反映するよう各年度許可債の種別補正係数が変更されている。なお、市場公募債の理論償還期間が平成17年度許可債から30年に延長されている。

ア 補正予算債償還費

平成10年度以前許可債については、大きな変更はない。

平成11年度以降許可債に係るものについては、市場公募団体における平成11年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、基準財政需要額には、平成11年度及び平成12年度許可債に係る元利償還金については80%を算入し、平成13年度以後の許可債に係る元利償還金については、各々の年度当初における地方負担額に係る算入率に応じて算入することとされている。

同意等年度	区分	補正係数
11	(市場公募団体)	1.000
	(その他の団体)	1.032
12	(市場公募団体)	0.968
	(その他の団体)	1.018
13	77.5%算入分 (市場公募団体)	0.935
	(その他の団体)	1.016
	76.0%算入分 (市場公募団体)	0.918
	(その他の団体)	0.996
	66.0%算入分 (市場公募団体)	0.796
	(その他の団体)	0.865
	62.5%算入分 (市場公募団体)	0.754
	(その他の団体)	0.819
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.604
	(その他の団体)	0.656
14	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.675
	(その他の団体)	0.784
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.563
	(その他の団体)	0.654
16	95.0%算入分	0.253
	60.0%算入分	0.160
	50.0%算入分	0.133
17	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.193
	(その他の団体)	0.211
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.161
	(その他の団体)	0.175
18	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.207
	(その他の団体)	0.193
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.172
	(その他の団体)	0.161

イ 地方税減収補てん償還費

昭和61年度許可債の市場公募団体の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
61	1.000	—
3	3.208	—
4	3.279	—
5	3.275	—
6	3.371	—
7	3.213	—
8	—	2.413
9	3.104	6.108
10	3.017	6.213
11	3.096	4.038
12	3.921(共通)	
13	4.008(共通)	
14	3.767(共通)	
15	3.796	4.121
16	0.625(共通)	
17	0.667	0.833
18	0.833	0.750

ウ 臨時財政特例償還費

昭和63年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおりとされた。

許可年度	補正係数	金利(政府)
63	1.000	4.85%
元	1.041	5.40%
2	1.159	6.90%
3	1.049	5.50%
4	0.968	4.40%
5	0.960	4.30%
6	0.938	4.00%
7	0.895	3.40%
8	0.841	2.60%

エ 財源対策償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	区分	補正係数
6	一般公共事業等分	
	(市場公募団体)	1.000
	(その他の団体)	0.988

7	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.954
	(その他の団体)	0.940
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.198
	(その他の団体)	1.188
	一般廃棄物処理事業債分	1.198
8	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.918
	(その他の団体)	0.897
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.126
	(その他の団体)	1.126
	一般廃棄物処理事業債分	1.126
9	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.877
	(その他の団体)	0.874
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.080
	(その他の団体)	1.094
	一般廃棄物処理事業債分	1.072
10	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.862
	(その他の団体)	0.863
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.057
	(その他の団体)	1.055
	一般廃棄物処理事業債分	1.054
11	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.878
	(その他の団体)	0.863
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.072
	(その他の団体)	1.075
	一般廃棄物処理事業債分	1.072
12	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.869
	(その他の団体)	0.829
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.037
	(その他の団体)	1.037
	一般廃棄物処理事業債分	1.037
13	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.852
	(その他の団体)	0.837
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.858
	(その他の団体)	0.858
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	1.272
	(その他の団体)	1.406
14	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.509
	(その他の団体)	0.485
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.386
	(その他の団体)	0.386
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.626
	(その他の団体)	0.666

15	一般公共事業等分	0.528
	義務教育施設整備事業債分	0.532
	一般廃棄物処理事業債分	0.703
16	一般公共事業等分	0.117
	義務教育施設整備事業債分	0.126
	一般廃棄物処理事業債分	0.100
17	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.142
	(その他の団体)	0.154
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.140
	(その他の団体)	0.157
	一般廃棄物処理事業債分	0.146
18	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.151
	(その他の団体)	0.142
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.154
	(その他の団体)	0.146
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.135
	(その他の団体)	0.132

オ 減税補てん償還費

平成10年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度		市場公募団体	その他の団体
6		0.666	—
7		0.666	1.098
8		0.158	1.098
10		1.000	0.721
11		1.020	0.734
12		0.781	0.709
13		0.756	0.698
14		0.736	0.653
15	恒久的減税分	0.785	0.704
	先行減税分	1.444	1.384
16	恒久的減税分	0.168	0.126
	先行減税分	1.465	1.366
17	恒久的減税分	0.168	0.211
	先行減税分	0.168	0.189
18		0.211	0.200

カ 臨時財政対策債償還費

平成13年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
13	1.000	1.010
14	0.962	0.966
15	1.032	1.054
16	0.225	0.177
17	0.225	0.282
18	0.282	0.263

包括算定経費（面積）において、土地利用形態コスト差を反映するため、宅地の面積を基礎として、種別補正が適用された。

区分	種別補正係数
宅地の面積	1.00
耕地の面積	0.90
林野の面積	0.25
その他の面積	0.18

（４）臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、昨年度と同様、臨時財政対策債発行可能額を算定するための「単価」を設けた上で、これに「各地方団体の人口」及び「補正係数」を乗じることで算定されている。なお、臨時財政対策債発行可能額の算出に用いる補正係数については、今年度は平成18年度の臨時財政対策債発行可能額の算出に用いた補正係数と同一の率とされた。

算式は、以下のとおりである。

<算式>

$$A \times B \times \alpha \times C$$

A：人口

B：平成18年度の補正係数と同一の率

C：単価（8,116円）

α ：総額に合わせ付けるための率（調整率）1.0032234

2. 基準財政収入額

基準財政収入額の算定については、平成19年度地方財政計画における収入見込額等を基礎として、地方税法の改正等に伴う算定方法の改正並びに年次進行に伴う基礎数値の置き換え等によって行われた。

算定方法の主な改正点は次のとおりである。

- ① 平成17年地方税法改正により、平成18年度以降、65歳以上の者で合計所得金額が125万円以下

のものに対する個人住民税の非課税措置が段階的に廃止されることとなったことから、これに係る均等割を区分して算定を行うこととされた。

- ② 三位一体改革の一環として平成19年に3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲が行われ、個人住民税所得割は10%比例税率化されたところであるが、この税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響額を当分の間基準財政収入額に100%算入することとされた。
- ③ 平成19年度の児童手当制度における制度拡充（0歳から3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円に増額）に伴う地方負担の増加について、地方特例交付金で設置される額を基準財政収入額に100%算入することとされた。
- ④ 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんしていた減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置としての特別交付金について、基準財政収入額に75%算入することとされた。

（１）市町村民税所得割

市町村民税所得割の基準税額は、いわゆる一般所得課税分、退職所得分離課税分及び分離譲渡所得課税分にそれぞれ区分して算定することとされている。

一般所得課税分に係る理論納税義務者1人当たりの単位税額については、129,400円とされたところである。昨年は120,700円であったので7.2%（8,700円）の増となっている。

各市町村の補正率の基礎数値となる単位税額は、前年度の課税状況調を基礎に算出することとされているが、その実績は第17表のとおりである。そして、各市町村の単位税額補正率は、当該市町村の単位税額をそれぞれ全国平均の単位税額（128,583円）で除することにより算出される。

なお、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、平成19年度以降、当分の間、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100%算入することとされた。具体的には、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の75%相

当額に、税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算した額とされている。

(2) 市町村民税法人税割

市町村民税法人税割の推計基準税額の算定については、前年度（4月～3月）の調定実績に推計伸率を乗じて算出する方法により算定されている。

この推計伸率は、平成18年度地方財政計画における法人税割の収入見込額を基礎として各団体の税収実績等を勘案し、指定都市にあっては1.19、その他の市町村は1.16とされた。

推計伸率及び清算方法の推移については第18表のとおりである。清算方法については、18年度分は1/3、17年度分は当該未清算額の1/2、16年度分は当該未清算額の残り全額を清算することとされた。

また、府内市町村の基準税額等については、第19表のとおりである。

なお、平成19年11月末現在の府内市町村の調定見込額を見ると、ほとんどの市町村で企業収益が好転していることから、前年比で2.6%の増となっている。来年度の普通交付税の予算見積りに際しては、

地方財政計画のほか、大企業、その他地元企業の決算の状況、今後の景気動向などを見極めつつ、また精算額にも十分に配慮する必要がある。

(3) 固定資産税

固定資産税の基準税額は、土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額である。なお、固定資産税の土地

第17表 市町村民税所得割に係る単位税額

区分	年度	15	16	17	18	19
総務大臣通知に係る単位税額		119,400	117,000	118,800	120,700	129,400 (113,900)
同上実績	全 国	115,421	111,457	114,117	128,583 (111,271)	—
	府内市町村 (除政令市)	124,535	118,916	122,110	134,320 (117,840)	—
	政令市	113,840	110,016	114,344	126,850 (109,897)	—
	堺 市				131,303 (114,831)	—

(注)1.()は税源移譲が行われなかったとした場合における単位税額。
2.「同上実績」欄は、課税状況調査をもとに算出した数値。

第18表 法人税割推計伸率及び清算方法の推移

年 度		15	16	17	18	19
推計伸率	府内市町村 (除政令市)	1.09	1.05	1.11	1.08	1.16
	政令市	—	—	—	—	1.19
精 算 方 法	精 算 額	正	1/3	1/3	1/3	1/3
		負	1/3	1/3	1/3	1/3

第19表 市町村民税法人税割基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			19年度において 精算すべき 額(E)	精算額等		
	19年度 (A)	18年度 (B)	増減率 A/B-1	19年度 (C)	18年度 (D)	増減率 C/D-1		左の内訳		
								18年度分	17年度分	16年度分
大 都 市	127,601,453	91,290,390	39.8	120,597,031	88,664,139	36.0	7,004,422	4,367,734	18,748	2,617,940
都 市	40,490,373	34,051,596	18.9	39,080,597	32,960,794	18.6	1,409,776	278,309	341,461	789,842
町 村	770,684	1,103,492	△ 30.2	839,253	1,078,137	△ 22.2	△ 68,569	△ 117,907	35,723	13,580
市町村計 (除大都市)	41,261,057	35,155,088	17.4	39,919,850	34,038,931	17.3	1,341,207	160,402	377,184	803,422
府 計	168,862,510	126,445,478	33.5	160,516,881	122,703,070	30.8	8,345,629	4,528,136	395,932	3,421,362

(注)「精算額等」の「左の内訳」には「総務大臣が認める修正額」を含まない。

第20表 利子割交付金基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			19年度において 精算すべき 額(E)	精算額等		
	19年度 (A)	18年度 (B)	増減率 A/B-1	19年度 (C)	18年度 (D)	増減率 C/D-1		左の内訳		
								18年度分	17年度分	16年度分
大 都 市	2,264,307	1,475,875	53.4	1,941,381	1,191,126	63.0	322,926	215,767	241,396	△ 134,237
都 市	3,798,873	2,498,130	52.1	3,307,374	2,052,310	61.2	491,499	359,893	408,317	△ 276,711
町 村	131,199	86,811	51.1	117,078	73,500	59.3	14,121	12,457	14,337	△ 12,673
市町村計 (除大都市)	3,930,072	2,584,941	52.0	3,424,452	2,125,810	61.1	505,620	372,350	422,654	△ 289,384
府 計	6,194,379	4,060,816	52.5	5,365,833	3,316,936	61.8	828,546	588,117	664,050	△ 423,621

及び家屋の基準税額の算定に関して用いている単位当たり平均価格については、概要調書に記載されるべき単位当たり平均価額を用いることとされている。

(4) 利子割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して1.056とされた。

清算方法については、18年度分は1/3、17年度分は当該未精算額の1/2、16年度分は当該未精算額の残り全額を清算することとされた。また府内の基準額等については第20表のとおりである。

(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して配当割交付金が0.827、株式等譲渡所得割交付金が1.348とされた。

V おわりに

平成19年度には、地方分権改革推進法により第二次改革がスタートした。地方分権改革推進委員会によって、5月に「基本的な考え方」が、11月に「中間的な取りまとめ」が示され、国による義務付け・枠付け、関与の見直しや条例上書き権の拡大などの考え方が示されたところである。また、国と地方の税源配分を5:5とすることを現実的な選択肢とするなど、更なる税源移譲も期待される。また一方、これまでの三位一体改革に伴う税源移譲とともに、最近の景気拡大や人・モノ・金・情報の一極集中と相まって、都市と地方の財政格差の問題がにわかにクローズアップされている。平成18年5月には地方6団体から、地方共有税構想の提案がなされるなど、交付税も含めた税源についての議論が交わされているところでもある。

そのような中、国の平成20年度当初予算編成においては、次のことが地方にとっても大きな焦点となった。1つは、景気の回復により明らかになってきた、法人二税を中心に税源が都市に偏在している問題である。その格差の解消方法について、法人二税のみでの水平調整によるのか、それとも地方消費税の拡充も含めて行うのかなど、様々な議論が繰り広げられた。

これについては、消費税の見直しが見送られたこともあり、結局地方税の偏在是正としては、法人事

業税の一部を分離し、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を創設することで、国が各都道府県に再配分するという水平調整で是正を図ることになった。

もう1つは「基本方針2006」との関係である。「基本方針2007」では、「歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。」との方針が示されている。そのための手法として、地方公務員人件費の削減や、地方単独事業の見直しが求められている。一方で、交付税総額の増額を求める声もあり、その規模が問題となった。

平成20年度の地方財政対策では、新たに歳出の特別枠として「地方再生対策費（4,000億円）」が創設されたことなどにより、一般財源総額、さらに地方交付税は対前年度比で増となった。ただし、地方再生対策費を除くと、地方財政計画の規模はマイナスとなっており、加えて、地方再生対策費の財源は先述の偏在是正により生じる効果額を充てることとされている。

さらに、平成20年度の交付税の増は、平成19・20年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を先送りすることにより実現したものである。つまり、国の厳しい財政事情の中で財源捻出を図り、確保されたものであることに留意しなくてはならない。また「基本方針2006」の考え方は維持されており、さらなる歳出削減努力が必要な状況に変わりはない。

今回の税源偏在是正措置は「当分の間」とされており、今後、消費税・地方消費税の取扱いも含めて再び議論されることになる。また、分権改革が進展し、国の関与の縮減が進めば、包括算定経費の拡大も予定されている。こうした動き如何では、地方交付税も含めた地方税財政制度は大きく変わる可能性もあり、市町村においても注視していく必要がある。

今、地方財政健全化法の成立もあり、住民の地方財政への注目度は高まりを見せている。今後、分権改革や税源移譲、税源偏在是正が進んでいけば、地方自治体は、従来にもまして財政の健全性が求められるとともに、限られた財源の中で自らの特徴を生かした地域づくりや行政運営をより一層求められることになる。こうした住民からの信託に応えていくためには、まさに市町村の経営能力が問われている。